

自立支援策の概要

～教育・就労・産業関係の各種施策～

令和 8 年 8 月

岡山県県民生活部

人権・男女共同参画課

はじめに

県では、「第4次晴れの国おかやま生き活きプラン」及び「第6次岡山県人権政策推進指針」に基づき、すべての人々が、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現に向けて、人権啓発・教育に積極的に取り組んでいます。

この冊子は、教育・就労・産業分野を中心に、各種奨学金や就業に役立つ技能等の習得に向けた貸付金、農林漁業者・中小企業者に対する融資、高齢者・障害のある人等への支援制度などを紹介しています。

この冊子を手にした皆様が、今後の生活設計等をお考えになられる際、お役に立てていただければ幸いです。

各種制度の利用については、それぞれの実施主体が決定することとなります。
また、対象者の要件や制度内容は変更されることがあります。詳細については、必ず担当窓口を確認してください。

目 次

ページ

◎ 教育の分野

○ 岡山県育英会奨学金	1
○ 岡山県私学振興財団奨学金（高等学校）	2
○ 岡山県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与事業	3
○ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修学資金・就学支度資金）	4
○ 生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）	5
○ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	6

◎ 就労の分野

○ 教育訓練給付（一般教育訓練）	7
○ 教育訓練給付（特定一般教育訓練）	8
○ 教育訓練給付（専門実践教育訓練）	9
○ 訓練手当支給事業	10
○ 求職者支援制度	11
○ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（技能習得資金・修業資金）	12
○ 生活福祉資金貸付制度（福祉資金）	13
○ 岡山県私学振興財団奨学金（専修学校）	14
○ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 （修学資金・就学支度資金）（専修学校等）	15
○ 生活福祉資金貸付制度（総合支援資金）	16
○ 生活福祉資金貸付制度（臨時特例つなぎ資金）	17
○ 離職した介護人材の再就職準備資金貸付事業	18
○ 岡山県保育士修学資金貸付制度	19
○ 岡山県保育士就職準備金貸付制度	20
○ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度	21
○ 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付事業	22
○ 介護分野就職支援金貸付事業	24
○ 障害福祉分野就職支援金貸付事業	25
○ 福祉系高校修学資金貸付事業	27

◎ 産業の分野

[農林漁業対策]

○ 農業者向け融資制度	28
○ 漁業近代化資金利子補給事業	29

[中小企業対策]

○ 中小企業者向け融資制度	30
---------------	----

◎ その他の分野

○ 生活福祉資金貸付制度 （福祉資金、緊急小口資金等）	33
○ 生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金）	34
○ 高齢者や障害のある人のあんしんお手伝い制度	

(成年後見制度、日常生活自立支援事業)	35
---------------------------	----

◎ 参考資料

○ 社会福祉協議会一覧	37
○ 公共職業安定所（ハローワーク）一覧	39
○ 自立支援・人権関係相談窓口一覧	40

制 度 名	岡山県育英会奨学金 〔(公財)岡山県育英会〕																			
対 象 者	県内に居住する世帯の子女で、高等学校等に在学し、資力不十分のため修学の目的を達することが困難な者で、次の要件を満たす者 ・品行方正、学業成績優秀又は勉学意欲があること ・成業の見込みがあること <table><tr><td></td><td>育英奨学金（第1型）</td><td colspan="2">修学奨学金（第2型）</td></tr><tr><td>対 象 校</td><td>高等学校（専攻科を含む） 専修学校（高等課程）</td><td colspan="2">高等学校（専攻科を含む） 高等専門学校</td></tr><tr><td>学力基準</td><td> ・中学校最終学年の学習成績の評定平均値が5段階評定で3.2以上の者 ・高等学校の学習成績の場合は、出願時までの評定平均値が5段階評定で3.2以上の者 </td><td colspan="2">勉学意欲があり、高等学校等に在学中の修学の見込みがある者</td></tr><tr><td>家計基準</td><td>父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額が、本会が定める収入基準額以下であること</td><td colspan="2"> 次のいずれかに該当すること (1)家計支持者が、生活保護による保護を受けていること (2)家計支持者が、市町村民税を非課税、又は減免されていること (3)世帯全員の収入の合計が概ね生活保護基準1.5倍以下の世帯であること </td></tr></table> ※一部の他の奨学金制度の奨学生である者は、本会の奨学生になれない。					育英奨学金（第1型）	修学奨学金（第2型）		対 象 校	高等学校（専攻科を含む） 専修学校（高等課程）	高等学校（専攻科を含む） 高等専門学校		学力基準	・中学校最終学年の学習成績の評定平均値が5段階評定で3.2以上の者 ・高等学校の学習成績の場合は、出願時までの評定平均値が5段階評定で3.2以上の者	勉学意欲があり、高等学校等に在学中の修学の見込みがある者		家計基準	父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額が、本会が定める収入基準額以下であること	次のいずれかに該当すること (1)家計支持者が、生活保護による保護を受けていること (2)家計支持者が、市町村民税を非課税、又は減免されていること (3)世帯全員の収入の合計が概ね生活保護基準1.5倍以下の世帯であること	
	育英奨学金（第1型）	修学奨学金（第2型）																		
対 象 校	高等学校（専攻科を含む） 専修学校（高等課程）	高等学校（専攻科を含む） 高等専門学校																		
学力基準	・中学校最終学年の学習成績の評定平均値が5段階評定で3.2以上の者 ・高等学校の学習成績の場合は、出願時までの評定平均値が5段階評定で3.2以上の者	勉学意欲があり、高等学校等に在学中の修学の見込みがある者																		
家計基準	父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額が、本会が定める収入基準額以下であること	次のいずれかに該当すること (1)家計支持者が、生活保護による保護を受けていること (2)家計支持者が、市町村民税を非課税、又は減免されていること (3)世帯全員の収入の合計が概ね生活保護基準1.5倍以下の世帯であること																		
内 容	○ 貸与月額 <table><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">自 宅 通 学</td><td colspan="2">自 宅 外 通 学</td></tr><tr><td>国・公立</td><td>私 立</td><td>国・公立</td><td>私 立</td></tr><tr><td>高等学校等</td><td>18,000円</td><td>30,000円</td><td>23,000円</td><td>35,000円</td></tr></table> ○ 貸付期間 正規の最短修業年限 ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 貸与終了後1ヵ年（上級学校に進学した場合等は返還猶予可） 返還期間 据置期間経過後、貸与年数の3倍の年数の間以内 返還方法 月賦、半年賦又は年賦 ※ 家計の急変で奨学金を緊急に必要とする場合に貸与が受けられる緊急採用制度あり				区 分	自 宅 通 学		自 宅 外 通 学		国・公立	私 立	国・公立	私 立	高等学校等	18,000円	30,000円	23,000円	35,000円		
区 分	自 宅 通 学		自 宅 外 通 学																	
	国・公立	私 立	国・公立	私 立																
高等学校等	18,000円	30,000円	23,000円	35,000円																
窓 口	在籍する学校																			
備 考	公益財団法人 岡山県育英会 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 教育庁生涯学習課内 Tel 086-226-7598																			

制 度 名	岡山県私学振興財団奨学金（高等学校） [（公財）岡山県私学振興財団]
対 象 者	公益財団法人岡山県私学振興財団に加入している学校法人が設置する私立高等学校（中等教育学校の後期課程及び専攻科を含む。）に在籍する優れた生徒であって、4月1日現在で県内に居住する世帯の子女であり、経済的理由により修学が困難である者 【学力基準】 ○ 第1学年に在学する者 中学校最終学年の評定平均値が5段階評価で2.0以上 ○ 第2学年以上に在学する者 前学年の学習成績の評定平均値が5段階評価で2.5以上 【家計基準】 学資の支弁が困難であると認められること。（基準額による。）
内 容	○ 貸与月額 自宅通学者 30,000円 自宅外通学者 35,000円 ○ 貸与期間 原則として、貸付決定年度の当初から最短修業年限の終期まで ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 卒業後1年（上級学校に進学した場合等は返還猶予可） 償還期間 貸与月数の5倍の期間内 返還方法 半年賦又は年賦
窓 口	在籍する私立高等学校 公益財団法人 岡山県私学振興財団 〒700-0821 岡山市北区中山下1丁目9-1 山陽アルファ中山下ビル7階 TEL 086-224-7481
備 考	

制 度 名	岡山県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与事業		[県]								
対 象 者	県内の高等学校の定時制又は通信制の課程に在学している者（広域通信制課程の在学者については県内に住所を有する者）で、経済的理由により著しく修学が困難な者であって、次の各要件を満たすもの ・世帯の全収入額が生活保護基準額の1.5倍以下であること又は主たる家計支持者が市町村民税を非課税とされ、若しくは減免されていること。 ・経常的收入を得る職業に就いている者であること。 ・日本学生支援機構奨学金、岡山県育英会奨学金、岡山県私学振興財団奨学金又は母子及び寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者であること。 ・生活保護法による被保護世帯に属する者でないこと。 ・単位制高等学校の生徒については、定められた教科・科目、単位数、授業時数を4年以内に修了すると認められ、年間18単位以上の単位数を履修している者であること。										
内 容	○貸与月額 <table><tr><td colspan="2">定 時 制 課 程</td><td>通信制及び広域通信制課程</td></tr><tr><td>公立</td><td>14,000円</td><td rowspan="2">14,000円</td></tr><tr><td>私立</td><td>29,000円</td></tr></table> ○ 貸与期間 貸与を受けた月数を通算し、4か年以内 ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 貸与期間経過後6月 （上級学校に進学した場合等は返還猶予可） 返還期間 据置期間経過後、貸与期間と同一期間内に償還 返還方法 月賦又は半年賦 ○ 返還の免除 対象課程を卒業した場合			定 時 制 課 程		通信制及び広域通信制課程	公立	14,000円	14,000円	私立	29,000円
定 時 制 課 程		通信制及び広域通信制課程									
公立	14,000円	14,000円									
私立	29,000円										
窓 口	在籍する高等学校										
備 考											

制 度 名	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修学資金・就学支度資金） [県・岡山市・倉敷市]						
対 象 者	・ 配偶者のない女子が扶養している児童 ・ 配偶者のない男子が扶養している児童 ・ 父母のない児童 ・ 寡婦が扶養している子						
内 容	○ 資金の種類と対象経費						
	・ 修学資金 高等学校、大学、大学院又は高等専門学校に修学するために必要な経費（授業料、書籍代、通学費等） ・ 就学支度資金 小学校、中学校、高等学校、大学、大学院及び高等専門学校への入学に際し必要な資金（被服、履物等の購入費等）						
	○ 貸与額 単位：円						
	学 校 種 別		就学支度資金（限度額）		学 年	修学資金（月額・限度額）	
			自 宅	自 宅 外		自 宅	自 宅 外
	高等学校	国公立	150,000	160,000	1～3年	27,000	34,500
		私 立	410,000	420,000	1～3年	45,000	52,500
	高等専門学校	国公立	420,000	430,000	1～3年 4、5年	31,500 67,500	33,750 76,500
		私 立	580,000	590,000	1～3年 4、5年	48,000 98,500	52,500 115,000
	短期大学	国公立	420,000	430,000	1、2年	67,500	96,500
		私 立	580,000	590,000	1、2年	93,500	131,000
	大 学	国公立	420,000	430,000	1～4年	71,000	108,500
		私 立	580,000	590,000	1～4年	108,500	146,000
	大学院	国公立	420,000	430,000	修士課程 1、2年	132,000	
					博士課程 1～3年	183,000	
		私 立	580,000	590,000	修士課程 1、2年	132,000	
					博士課程 1～3年	183,000	
	○ 貸付利子 無利子						
	○ 返還方法等						
	据置期間		修学終了後 6 か月				
	償還期間		修学資金の場合		据置期間経過後 3 年以内～10年以内		
			就学支度資金の場合		据置期間経過後 5 年以内～10年以内		
	返還方法		月賦、半年賦又は年賦				
窓 口	各市、西粟倉村の福祉事務所 町村部：各県民局（健康福祉部）						
備 考							

制 度 名	生活福祉資金貸付制度（教育支援資金） [岡山県社会福祉協議会]										
対 象 者	低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以内程度の世帯）に属する生徒（学生）であって、学校教育法に規定する高等学校、短期大学、大学、高等専門学校に在学又は入学する者										
内 容	○ 資金の種類と対象経費 ・ 教育支援費 授業料、教材費、通学交通費等就学に必要な経費 ・ 就学支度費 入学金等入学に際し必要な経費 ○ 貸与額 <table><tr><td>資金の種類</td><td>貸付限度額</td><td>備 考</td></tr><tr><td>教育支援費</td><td>高校 月35,000円以内 高専 月60,000円以内 短大 月60,000円以内 大学 月65,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り、貸付限度額の1.5倍の額まで貸付可能とする。</td><td rowspan="2">・ 高校には中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む。 短大には、専修学校の専門課程を含む。</td></tr><tr><td>就学支度費</td><td>500,000円以内</td></tr></table> ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 卒業後 6 か月以内 償還期間 据置期間経過後 2 0 年以内で当協議会が決定する期間 返還方法 月賦又は半年賦 ○ 連帯保証人 原則不要（世帯内で連帯借受人が必要） ○ 他制度優先 他から借入れができる者はそちらを優先利用。 また、原則他制度との併用はできない。			資金の種類	貸付限度額	備 考	教育支援費	高校 月35,000円以内 高専 月60,000円以内 短大 月60,000円以内 大学 月65,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り、貸付限度額の1.5倍の額まで貸付可能とする。	・ 高校には中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む。 短大には、専修学校の専門課程を含む。	就学支度費	500,000円以内
資金の種類	貸付限度額	備 考									
教育支援費	高校 月35,000円以内 高専 月60,000円以内 短大 月60,000円以内 大学 月65,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り、貸付限度額の1.5倍の額まで貸付可能とする。	・ 高校には中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む。 短大には、専修学校の専門課程を含む。									
就学支度費	500,000円以内										
窓 口	市町村社会福祉協議会（37～38ページ参照）、民生委員										
備 考											

制 度 名	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 [県・岡山市]													
対 象 者	(1) 進学を理由に退所又は委託解除となり、保護者等からの支援が見込まれない者で、進学中の者 (2) 就職を理由に退所又は委託解除となり、保護者等からの支援が見込まれない者で、就職している者 (3) 措置若しくは委託中の者、又は措置若しくは委託を解除された者のうち資格取得希望者													
内 容	(1) 資金の種類と貸付金額及び貸付期間 ① 生活支援費・・・月額5万円（進学者に限る） ※医療機関を定期的に受診する場合には、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を追加可能（以下、医療費加算という） ② 家賃支援費・・・家賃相当額(居住地の生活保護住宅扶助額を上限) ③ 資格取得支援費・・・資格取得に要する費用の実費（25万円以内） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">資金の種類</th><th style="text-align: left;">貸付金額</th><th style="text-align: left;">貸付期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活支援費</td><td> 5万円 ※要件に当てはまる場合は医療費加算あり </td><td>大学等に在学する期間</td></tr> <tr> <td>家賃支援費</td><td>家賃相当額(居住地の生活保護住宅扶助額を上限)</td><td>大学等に在学する期間又は退所後2年を限度として就労している期間（求職期間を含む）</td></tr> <tr> <td>資格取得支援費</td><td>資格取得に要する費用の実費（25万円以内）</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 債務の免除（当然免除） ① 進学者：卒業した日から1年以内に就職し、5年間引き続き就業を継続したとき ② 就職者：就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき ③ 資格取得希望者：就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき		資金の種類	貸付金額	貸付期間	生活支援費	5万円 ※要件に当てはまる場合は医療費加算あり	大学等に在学する期間	家賃支援費	家賃相当額(居住地の生活保護住宅扶助額を上限)	大学等に在学する期間又は退所後2年を限度として就労している期間（求職期間を含む）	資格取得支援費	資格取得に要する費用の実費（25万円以内）	
資金の種類	貸付金額	貸付期間												
生活支援費	5万円 ※要件に当てはまる場合は医療費加算あり	大学等に在学する期間												
家賃支援費	家賃相当額(居住地の生活保護住宅扶助額を上限)	大学等に在学する期間又は退所後2年を限度として就労している期間（求職期間を含む）												
資格取得支援費	資格取得に要する費用の実費（25万円以内）													
窓 口	岡山県社会福祉協議会（37ページ参照）													
備 考														

制 度 名	教育訓練給付（一般教育訓練） [国]
対 象 者	次の①又は②のいずれかに該当、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した方 ① 雇用保険の被保険者(※1)の方 一般教育訓練の受講開始日において、雇用保険の被保険者(※1)のうち、支給要件期間(※2)が3年以上(※3)ある方 ② 雇用保険の被保険者(※1)であった方 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内(※4)で、支給要件期間(※2)が3年以上ある方 ※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。 ※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者等として雇用された期間をいいます。 ※3 初めて教育訓練給付を受ける方は、支給要件期間が1年以上あること（暫定措置） ※4 教育訓練給付金を受給するためには、被保険者資格の喪失日の翌日から1年以内に教育訓練の受講を開始する必要がありますが、その期間（適用対象期間）に妊娠、出産、育児、疾病、負傷などにより教育訓練の受講が困難である期間が30日以上継続した場合、ハローワークに申し出ることにより、その受講が困難である期間、適用対象期間を延長（最大19年）することができます。
内 容	○ 概要 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度。 ○ 支給額 一般教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20%に相当する額。 ただし、20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。
窓 口	各公共職業安定所（39ページ参照）
備 考	

制 度 名	教育訓練給付（特定一般教育訓練） 〔 国 〕
対 象 者	次の①又は②のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練を修了した方 （受講開始日の2週間前までに「訓練前キャリアコンサルティング」を受けることが必要） ① 雇用保険の被保険者（※1）の方 特定一般教育訓練の受講開始日において、雇用保険の被保険者（※1）のうち、支給要件期間（※2）が3年以上（※3）ある方 ②雇用保険の被保険者（※1）であった方 受講開始日において被保険者（※1）でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（※4）で、支給要件期間（※2）が3年以上ある方 ※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。 ※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者等として雇用された期間をいいます。 ※3 初めて教育訓練給付を受ける方は、支給要件期間が1年以上あること（暫定措置） ※4 教育訓練給付金を受給するためには、被保険者資格の喪失日の翌日から1年以内に教育訓練の受講を開始する必要がありますが、その期間（適用対象期間）に妊娠、出産、育児、疾病、負傷などにより教育訓練の受講が困難である期間が30日以上継続した場合、ハローワークに申し出ることにより、その受講が困難である期間、適用対象期間を延長（最大19年）することができます。
内 容	○ 概要 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、早期の再就職とキャリア形成の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度。 ○ 支給額 特定一般教育訓練を修了した場合、受講者が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の最大50％に相当する額。 ① 特定一般教育訓練を修了した場合 受講者が支払った教育訓練経費の40％に相当する額。4千円を超えない場合は支給されません。20万円を超える場合は20万円。 ② 特定一般教育訓練を修了し、資格を取得して就職（※1）した場合 教育訓練経費の40％に相当する額（①）に加え、資格を取得して就職した場合、同経費の10％に相当する額（※2）を追加支給。 ※1 特定一般教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用された、または一般被保険者等として雇用されていて、特定一般教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得した場合をいいます。 ※2 10％に相当する額が5万円を超える場合の支給額は5万円。
窓 口	各公共職業安定所（39ページ参照）
備 考	

制 度 名	教育訓練給付（専門実践教育訓練） 〔 国 〕
対 象 者	次の①又は②のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する 専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方 （訓練受講開始２週間前までに「訓練前キャリアコンサルティング」を受けることが必要） ① 雇用保険の被保険者（※１）の方 専門実践教育訓練の受講開始日において、雇用保険の被保険者（※１）のうち、支給要件期間（※２）が３年以上（※３）ある方 ② 雇用保険の被保険者（※１）であった方 受講開始日において被保険者（※１）でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが１年以内（※４）であり、かつ支給要件期間が３年以上（※３）ある方 ※１ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。 ※２ 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。 ※３ 初めて専門実践訓練給付を受ける方は、支給要件期間が２年以上あること。（暫定措置） ※４ 教育訓練給付金を受給するためには、被保険者資格の喪失日の翌日から１年以内に教育訓練の受講を開始する必要がありますが、その期間（適用対象期間）に妊娠、出産、育児、疾病、負傷などにより教育訓練の受講が困難である期間が３０日以上継続した場合、ハローワークに申し出ることににより、その受講が困難である期間、適用対象期間を延長（最大１９年）することができます。
内 容	○ 概要 働く人の主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度。 ○ 支給額 専門実践教育訓練を修了した場合、受講者が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の最大８０％に相当する額。 ① 専門実践教育訓練を受講中の場合及び修了した場合 受講者が支払った教育訓練経費の５０％に相当する額。年間４０万円を超える場合は年間４０万円。４千円を超えない場合は支給されません。 ② 専門実践教育訓練の修了後、資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から１年以内に一般被保険者として雇用された場合 教育訓練経費の５０％に相当する額（①）に加え、資格を取得して就職した場合、同経費の２０％に相当する額を追加支給。２０％に相当する額の上限は年間１６万円。 ③ 専門実践教育訓練を修了し、資格取得・就職をして、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５％以上上昇した場合 ①②に加え、同経費の１０％に相当する額を追加支給。１０％に相当する額の上限は年間８万円。
窓 口	各公共職業安定所（39ページ参照）
備 考	

制 度 名	訓練手当支給事業 [県]																												
対 象 者	公共職業安定所長の受講指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練、職場適応訓練等を受けている一定の要件に該当する求職者で、雇用保険法等による給付を受けられない者																												
内 容	○ 手当の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手 当 の 種 類</th><th>金 額</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本手当 (日額)</td><td>1 級 地</td><td>4, 3 1 0 円</td><td>岡山市、倉敷市</td></tr> <tr> <td>2 級 地</td><td>3, 9 3 0 円</td><td>玉野市</td></tr> <tr> <td>3 級 地</td><td>3, 5 3 0 円</td><td>1,2級地以外の地域及び20歳未満の者</td></tr> <tr> <td>技能習得</td><td>受講手当(日額)</td><td>5 0 0 円</td><td>40日分を限度とする</td></tr> <tr> <td>手 当</td><td>通所手当(月額)</td><td>4 2, 5 0 0 円まで</td><td>交通費実費</td></tr> <tr> <td colspan="2">寄宿手当 (月額)</td><td>1 0, 7 0 0 円</td><td></td></tr> </tbody> </table> ○ 支給期間 訓練を受ける期間 ○ 主な支給対象者 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、母子家庭の母、父子家庭の父、中国帰国者等			手 当 の 種 類		金 額	備 考	基本手当 (日額)	1 級 地	4, 3 1 0 円	岡山市、倉敷市	2 級 地	3, 9 3 0 円	玉野市	3 級 地	3, 5 3 0 円	1,2級地以外の地域及び20歳未満の者	技能習得	受講手当(日額)	5 0 0 円	40日分を限度とする	手 当	通所手当(月額)	4 2, 5 0 0 円まで	交通費実費	寄宿手当 (月額)		1 0, 7 0 0 円	
手 当 の 種 類		金 額	備 考																										
基本手当 (日額)	1 級 地	4, 3 1 0 円	岡山市、倉敷市																										
	2 級 地	3, 9 3 0 円	玉野市																										
	3 級 地	3, 5 3 0 円	1,2級地以外の地域及び20歳未満の者																										
技能習得	受講手当(日額)	5 0 0 円	40日分を限度とする																										
手 当	通所手当(月額)	4 2, 5 0 0 円まで	交通費実費																										
寄宿手当 (月額)		1 0, 7 0 0 円																											
窓 口	各公共職業安定所 (39ページ参照)																												
備 考																													

制 度 名	求職者支援制度 [国]
対 象 者	下記の全ての要件を満たす「特定求職者」が対象となります。 ①ハローワークに求職申込みをしていること。 ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと。 ③労働の意思と能力があること。 ④職業訓練等の支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと。
内 容	○ 特定求職者の方が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、以下の支給要件を全て満たす場合、職業訓練受講給付金を支給します。 ①本人収入が月 8 万円以下。 ②世帯全体の収入が月 3 0 万円以下。 ③世帯全体の金融資産が 3 0 0 万円以下。 ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない。 ⑤全ての訓練実施日に出席している（やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間ごとに、8 割以上の出席率がある）。 ⑥同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない。 ⑦過去 3 年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない。 ⑧過去 6 年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けたことがない。 ○ 支給額 ■職業訓練受講手当 月額 100,000円 ■通所手当 職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり） ■寄宿手当 月額 10,700円 ※ 職業訓練受講給付金は、支給単位期間（原則 1 か月）ごとに支給します。 ※ 支給単位期間における日数が 2 8 日未満の場合は、いずれの手当も支給額を別途算定します。 ※ 通所手当は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃等の額となります。 ※ 寄宿手当は、訓練を受講するために同居の配偶者などと別居して寄宿する場合で、一定の要件に該当する方へ支給します。 求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して 求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席（遅刻・欠課・早退を含む）したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援（訓練修了後の就職支援を含む）を拒否すると、職業訓練受講給付金が不支給となるばかりでなく、これを繰り返すと、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等が行われることがあります。
窓 口	各公共職業安定所（39ページ参照）
備 考	

[illegible]

制 度 名	生活福祉資金貸付制度（福祉資金） [岡山県社会福祉協議会]			
対 象 者	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に属し、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる者。			
内 容				
	経費の種類	貸付条件		
		貸付限度額 (貸付上限額の目安)	据置期間	償還期間
	○生業を営むために必要な経費	○460万円	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6か月以内	○20年
	○技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○技能習得期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		○8年
○就職、技能習得等の支度に必要な経費	○50万円	○3年		
○貸付利子 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%（据置期間経過後） ※連帯保証人：原則必要				
窓 口	市町村社会福祉協議会（37～38ページ参照）、民生委員			
備 考				

制 度 名	岡山県私学振興財団奨学金（専修学校） [（公財）岡山県私学振興財団]
対 象 者	公益財団法人岡山県私学振興財団に加入している学校法人が設置する私立専修学校に在籍する優れた学生であって、4月1日現在で県内に居住する世帯の子女であり、経済的理由により修学が困難である者 【学力基準】 （高等課程） ○ 第1学年に在学する者 中学校最終学年の評定平均値が5段階評価で2.0以上 ○ 第2学年以上に在学する者 前学年の学習成績の評定平均値が5段階評価で2.5以上 （専門課程） ○ 第1学年に在学する者 高等学校又は専修学校高等課程における最終学年の学習成績の評定平均値が5段階評価で2.5以上 ○ 第2学年以上に在学する者 当該学校の前学年の学習成績が、学年のおおむね上位1／2以内 【家計基準】 学資の支弁が困難であると認められること。（基準額による。）
内 容	○ 貸与月額 （高等課程） 自宅通学者 30,000円 自宅外通学者 35,000円 （専門課程） 自宅通学者 53,000円 自宅外通学者 58,000円 ○ 貸与期間 原則として、貸付決定年度の当初から最短修業年限の終期まで ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 卒業後1年（上級学校に進学した場合等は返還猶予可） 償還期間 貸与月数の5倍の期間内 返還方法 半年賦又は年賦
窓 口	在籍する私立専修学校（財団加入法人が設置した専修学校） 公益財団法人 岡山県私学振興財団 〒700-0821 岡山市北区中山下1丁目9-1 山陽アルファ中山下ビル7階 TEL 086-224-7481
備 考	

制 度 名	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修学資金・就学支度資金）（専修学校等） [県・岡山市・倉敷市]																																																					
対 象 者	・ 配偶者のない女子が扶養している児童 ・ 配偶者のない男子が扶養している児童 ・ 父母のない児童 ・ 寡婦が扶養している子																																																					
内 容	○ 対象経費 ・ 修学資金 専修学校に修学するために必要な経費（授業料、書籍代、通学費等） ・ 就学支度資金 専修学校への入学又は知識技能を習得させる修業施設（各種学校等）への入所に際し必要な資金（被服、履物等の購入費等） ○ 貸与額 単位：円 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">課 程 種 別</th><th colspan="2">就学支度資金（限度額）</th><th rowspan="2">学 年</th><th colspan="2">修学資金（月額・限度額）</th></tr><tr><th>自 宅</th><th>自宅外</th><th>自 宅</th><th>自宅外</th></tr><tr><td rowspan="2">高等課程</td><td>国公立</td><td>150,000</td><td>160,000</td><td>1～3年</td><td>27,000</td><td>34,500</td></tr><tr><td>私 立</td><td>410,000</td><td>420,000</td><td>1～3年</td><td>45,000</td><td>52,500</td></tr><tr><td rowspan="2">専門課程 または 専攻科</td><td>国公立</td><td>420,000</td><td>430,000</td><td>1、2年</td><td>67,500</td><td>78,000</td></tr><tr><td>私 立</td><td>580,000</td><td>590,000</td><td>1、2年</td><td>89,000</td><td>126,500</td></tr><tr><td rowspan="2">一般課程</td><td>国公立</td><td>150,000</td><td>160,000</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">55,500</td></tr><tr><td>私 立</td><td>410,000</td><td>420,000</td></tr></table> ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 修学終了後6か月 償還期間 修学資金の場合 据置期間経過後3年以内～10年以内 就学支度資金の場合 据置期間経過後5年以内～10年以内 返還方法 月賦、半年賦又は年賦							課 程 種 別		就学支度資金（限度額）		学 年	修学資金（月額・限度額）		自 宅	自宅外	自 宅	自宅外	高等課程	国公立	150,000	160,000	1～3年	27,000	34,500	私 立	410,000	420,000	1～3年	45,000	52,500	専門課程 または 専攻科	国公立	420,000	430,000	1、2年	67,500	78,000	私 立	580,000	590,000	1、2年	89,000	126,500	一般課程	国公立	150,000	160,000		55,500		私 立	410,000	420,000
課 程 種 別		就学支度資金（限度額）		学 年	修学資金（月額・限度額）																																																	
		自 宅	自宅外		自 宅	自宅外																																																
高等課程	国公立	150,000	160,000	1～3年	27,000	34,500																																																
	私 立	410,000	420,000	1～3年	45,000	52,500																																																
専門課程 または 専攻科	国公立	420,000	430,000	1、2年	67,500	78,000																																																
	私 立	580,000	590,000	1、2年	89,000	126,500																																																
一般課程	国公立	150,000	160,000		55,500																																																	
	私 立	410,000	420,000																																																			
窓 口	各市、西栗倉村の福祉事務所 町村部：各県民局（健康福祉部）																																																					
備 考																																																						

制 度 名	生活福祉資金貸付制度（総合支援資金） 〔岡山県社会福祉協議会〕																
対 象 者	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯 ア 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること イ 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること ウ 現に住居を有していること又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること エ 当協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること オ 失業等給付、職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと なお、貸付けに際しては、原則として自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、当協議会及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること																
内 容	<table><tr><th>資金の種類</th><th>貸付限度額</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th></tr><tr><td>生活支援費 ※生活再建までの間に必要な生活費用</td><td>・単身世帯 月額15万円以内 ・2人以上 月額20万円以内</td><td>最終貸付日から 6か月以内</td><td rowspan="3">据置期間経過後、10年以内で当協議会が決定する期間</td></tr><tr><td>住宅入居費 ※敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</td><td>40万円以内 ※原則として、当該不動産賃貸契約の相手口座へ送金</td><td rowspan="2">貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内</td></tr><tr><td>一時生活再建費 ※生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用</td><td>60万円以内</td></tr></table>				資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	生活支援費 ※生活再建までの間に必要な生活費用	・単身世帯 月額15万円以内 ・2人以上 月額20万円以内	最終貸付日から 6か月以内	据置期間経過後、10年以内で当協議会が決定する期間	住宅入居費 ※敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内 ※原則として、当該不動産賃貸契約の相手口座へ送金	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内	一時生活再建費 ※生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内
	資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間													
	生活支援費 ※生活再建までの間に必要な生活費用	・単身世帯 月額15万円以内 ・2人以上 月額20万円以内	最終貸付日から 6か月以内	据置期間経過後、10年以内で当協議会が決定する期間													
	住宅入居費 ※敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内 ※原則として、当該不動産賃貸契約の相手口座へ送金	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内														
	一時生活再建費 ※生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内															
○ 貸付利子 連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5% ※連帯保証人：原則必要																	
窓 口	市町村社会福祉協議会（37～38ページ参照）																
備 考																	

制 度 名	生活福祉資金貸付制度（臨時特例つなぎ資金） [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	住居のない離職者で、離職者を支援する公的給付又は公的制度の申請を受理されている者 なお、貸付けに際しては、原則として自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、当協議会及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
内 容	公的給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費 ○ 貸付金額 10万円以内 ○ 貸付利子 無利子 ○ 償還期間 原則一括 ○ 連帯保証人 不要
窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 TEL 086-226-3544
備 考	

制 度 名	離職した介護人材の再就職準備資金貸付事業 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	岡山県内に住民登録をしている者又は岡山県内に所在する事業所若しくは施設に介護職員等として就労した者であって、次の全ての要件を満たす者 (1) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者 ① 介護福祉士 ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ③ 介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、ホームヘルパー 1 級課程、ホームヘルパー 2 級課程を修了した者 (2) 介護職員等としての実務経験を、1 年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者 (3) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者 (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、岡山県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行っている者 ※岡山県福祉人材センターの求職登録又は「介護の資格届出制度」の届出に限る
内 容	○ 貸 付 額 400,000円以内 ※貸付は、1 人当たり 1 回限り ○ 貸付利子 無利子 ○ 連帯保証人 必要 ○ 返還免除 (1) 次のいずれかに該当する場合、申請により返還が免除となる。 ① 介護職員等として就労した日から、岡山県内において、2 年間引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。 ② 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。 ○ 返還方法（返還免除要件を満たさなかったとき） ・ 返還方法 月賦の元金均等払方式 ・ 返還期間 事由が生じた日の属する月の翌月から 1 2 ヶ月以内
窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 (37ページ参照)
備 考	

制 度 名	岡山県保育士修学資金貸付制度 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	以下の要件をいずれも満たす者とする。 (1) 岡山県内の養成施設に在学する者 (2) 養成施設卒業後、岡山県内（県外の所定の国立施設等で従事する場合を含む。以下同。）の従事先施設等において児童の保護等に従事しようとする者 (3) 優秀な学生であって、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる者
内 容	○ 貸付期間 養成施設に在学する期間（原則として最大2年間まで） ○ 貸付額（下記の金額を上限として貸付） (1) 修学資金（学費） 月額50,000円 (2) 入学準備金 200,000円（初回送金時に貸付）※原則1年生のみ (3) 就職準備金 200,000円（卒業時に貸付） ○ 貸付利子 無利子（※返還期限日までに返還しない場合は年3%の延滞利子を徴収） ○ 定員 15名程度 ○ 連帯保証人 1名必要 ○ 返還免除 以下のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還債務が免除される。 (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、岡山県内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき (2) 従事先施設等における児童の保護等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったとき ○ 返還 返還事由（児童の保護等の業務に従事しなかったとき等）に該当する場合には、返還事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（就学準備金の場合は6か月）以内の期間を基準とした返還期間が定められる。 月賦による返還は元金均等払方式。
窓 口	岡山県社会福祉協議会（37ページ参照）
備 考	

制 度 名	岡山県保育士就職準備金貸付制度	[岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	以下の要件をいずれも満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要する。 (1) 以下に掲げる施設若しくは事業を離職した者、又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者 ①保育所②幼保連携型認定こども園③家庭的保育事業④小規模保育事業⑤事業所内保育事業⑥幼稚園 (2) 以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者 ①保育所 ②幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設 ③幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定している施設 ④認定こども園 ⑤家庭的保育事業 ⑥小規模保育事業 ⑦居宅訪問型保育事業 ⑧事業所内保育事業 ⑨病児保育事業であって、知事に開始届出を行ったもの ⑩一時預かり事業であって、知事に開始届出を行ったもの ⑪離島その他の地域において特例保育を実施する施設 ⑫認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 ⑬企業主導型保育事業	
内 容	○ 貸付額 400,000円以内 ○ 貸付利子 無利子（※返還期限日までに返還しない場合は年3%の延滞利子を徴収） ○ 連帯保証人 1名必要 ○ 就職準備金の使途の例 ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用 ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料 ・ 保育所等で使用する被服費 ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用 ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用 ・ 申請者の子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用 ○ 返還免除 岡山県内の保育所等（※（2）の①～⑬の施設）において保育業務に2年間引き続き従事した場合、返還の債務が免除になる。 ○ 返還 返還事由（児童の保護等の業務に従事しなかったとき等）に該当する場合には、返還事由が生じた日の属する月の翌月から6か月（返還すべき額が20万円を超える場合は12か月）以内を基準とした返還期間が定められる。月賦による返還は元金均等払方式。	
窓 口	岡山県社会福祉協議会（37ページ参照）	
備 考		

制 度 名	介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	以下の要件を全て満たす者 (1) 実務者研修施設に在学している者 (2) 実務者研修施設を卒業後に岡山県内において返還免除対象業務 (※) に従事しようとする者 (3) 以下のいずれかの要件を満たす者 ① 岡山県内に住民登録している者 ② 岡山県内の実務者研修施設に在学している者 ③ 実務者研修施設の学生となった年度の前年度に岡山県に住民登録していた者で、実務者研修施設での修学のため転居した者 ④ ①から③に限らず、実務者研修施設を卒業後に岡山県内 (県外の一定の国立施設等を含む) において返還免除対象業務に従事しようとする者であると岡山県社会福祉協議会長が認めた者 ※返還免除対象業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務のことである。 詳細については、岡山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。
内 容	○ 貸 付 額 200,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り ○ 貸付利子 無利子 ○ 連帯保証人 必要 ○ 返還免除 以下のいずれかに該当する場合、返還が免除となる。 (1) 貸付決定者が実務者研修施設を卒業した日 (実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は「介護等の業務に従事する期間が3年に達した日」とする) から1年以内に介護福祉士の登録を行い、岡山県内の社会福祉施設等 (県外の一定の国立施設等を含む) において返還免除対象業務に従事し、かつ、2年間引き続き従事したとき。 (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。 ○ 返還方法 (返還免除要件を満たさなかったとき) ・ 返還方法 月賦の元金均等払方式 ・ 返還期間 以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、12か月以内の期間を基準とする。 (1) 貸付契約が解除されたとき (2) 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行わなかったとき又は、岡山県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき (3) 岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき又は、岡山県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき岡山県社会福祉協議会が判断したとき (4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 Tel 086-226-3544
備 考	

制 度 名	介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付事業 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	次の要件をいずれも満たす者 (1) 介護福祉士養成施設等（介護福祉士修学資金の場合は介護福祉士養成施設、社会福祉士修学資金の場合は社会福祉士養成施設をいう。以下、同じ。）に在学する者 (2) ①から④のいずれかの要件を満たしており、卒業後、岡山県内（県外の一定の国立施設等で従事する場合を含む。以下、同じ。）において、返還免除対象業務に従事しようとする者 ① 岡山県内に住民登録している者 ② 岡山県内の介護福祉士養成施設等に在学する者 ③ 介護福祉士養成施設等の学生となった年度の前年度に岡山県内に住民登録していた者で、介護福祉士養成施設での修学のために転居した者 ④ ①から③に限らず、介護福祉士養成施設等を卒業後に岡山県内において返還免除対象業務に従事しようとする者であると岡山県社会福祉協議会が認めた者 (3) 学業成績等が優秀であると認められる方、又は、卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士等（介護福祉士修学資金の場合は介護福祉士、社会福祉士修学資金の場合は社会福祉士をいう）の資格取得に向けた向学心があると認められる者 (4) 家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者
内 容	○ 貸 付 額 下記の金額を上限とする (1) 修学資金（学費） 月額 50,000円 (2) 入学準備金 200,000円（初回） (3) 就職準備金 200,000円（最終回） (4) 国家試験受験対策費用 年度当たり 40,000円 ※介護福祉士修学資金のみ (5) 生活費加算 生活費加算の貸付対象者の要件を満たす者のみ ○ 生活費加算の貸付対象者 下記の要件のいずれかに該当する者 (1) 借入申込日に生活保護受給世帯の世帯員であって、貸付決定に伴い生活保護受給世帯から分離する者 (2) 借入申込日の属する年度又は前年度において、借入申込者の生計維持者（※）が次のいずれかの措置を受けている者 ① 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税 ② 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免 ③ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛け金の減免 ④ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予 ※生計維持者は、原則、父母（どちらかいないときは1名）。父母がいない場合は、申込者の生計を実際に支えている人が生計維持者である。 ○ 貸付利子 無利子 ○ 連帯保証人 必要 ○ 返還免除 次のいずれかに該当する場合、返還が免除となる。 (1) 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に、介護福祉士等の登録を

	行い、岡山県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、5年の間、引き続きこれらの業務に従事したとき (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき ○ 返還方法（返還免除要件を満たさなかったとき） ・ 返還方法 月賦の元金均等払方式 ・ 返還期間 以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間以内の期間を基準とする。 (1) 貸付契約が解除されたとき (2) 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等として登録せず、又は岡山県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき (3) 岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき、又は、岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき (4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 Tel 086-226-3544
備 考	

制 度 名	介護分野就職支援金貸付事業 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	岡山県内に所在する事務所又は施設に就労したもの若しくは就労を予定している者であって、以下の要件をいずれも満たす者 (1) 介護職員初任者研修以上の研修（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等）を修了した者 ※就職と同時に介護職員初任者研修以上の研修（以下「研修」という）を受講する場合も貸付対象となる。ただし、研修終了後に研修修了証の提出が必要。なお、「就職と同時に研修を受講する場合」とは、「介護職員等として就労する日より前に研修の受講を開始する場合」及び「介護職員等として就労した日から1か月以内に受講申込等の研修を受講するための手続きを行い、かつ、研修の受講期間が決定している場合」をいう。 (2) 新たに介護職員等として就労した者、若しくは就労を予定している者 (3) 介護職員等として就労した日までに、岡山県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行った者 ※岡山県福祉人材センターの求職登録又は「介護の資格届出制度」の届出に限る (4) 過去に介護職員等として就労したことがない者 ※過去に介護職員等として就労したことがある者（今回の就労以外に介護職員等として実務経験がある者）は対象外 ※離職した介護人材の再就職準備金貸付事業又は障害福祉分野就職支援金貸付事業を利用したことがある者は対象外
内 容	○ 貸 付 額 200,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り ○ 貸付利子 無利子 ○ 連帯保証人 必要 ○ 返還免除 以下のいずれかに該当する場合、申請により返還が免除となる。 (1) 介護職員等として就労した日から、岡山県内において、2年の間引き続き介護職員等の業務に従事したとき ※就職と同時に研修を受講する場合、研修を修了した日から、2年の間引き続き介護職員等の業務に従事したとき (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき ○ 返還方法（返還免除要件を満たさなかったとき） ・ 返還方法 月賦の元金均等払方式 ・ 返還期間 以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、12か月以内の期間を基準とする。 (1) 貸付契約が解除されたとき (2) 岡山県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき 又は、岡山県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき (3) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 Tel 086-226-3544
備 考	

制 度 名	障害福祉分野就職支援金貸付事業 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	以下の要件をいずれも満たす者 (1) 岡山県内に住民登録している者又は岡山県内に所在する事業所若しくは施設に障害福祉職員として就労した者 (2) 以下のいずれかの研修を修了した者 ① 介護職員初任者研修以上の研修（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等） ② 居宅介護職員初任者研修 ③ 障害者居宅介護従事者基礎研修 ④ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用） ⑤ 同行援護従業者養成研修（基礎及び応用） ⑥ 行動援護従業者養成研修 ⑦ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修） ※就職と同時に上記①～⑦の研修を受講する場合も貸付対象。ただし研修修了後に研修修了証の提出が必要。 なお、「就職と同時に研修を受講する場合」とは、「障害福祉職員として就労する日より前に研修の受講を開始する場合」及び「障害福祉職員として就労した日から1か月以内に受講申込等の研修を受講するための手続きを行い、かつ、研修の受講期間が決定している場合」をいう (3) 障害福祉職員として就労した者、若しくは就労を予定している者 ※過去に障害福祉職員として就労したことがある者（今回の就労以外に障害福祉職員としての実務経験がある者）は対象外 ※離職した介護人材の再就職準備金貸付事業又は介護分野就職支援金貸付事業を利用したことがある者は対象外
内 容	○ 貸 付 額 200,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り ○ 貸付利子 無利子 ○ 連帯保証人 必要 ○ 返還免除 以下のいずれかに該当する場合、申請により返還が免除となる。 (1) 障害福祉職員として就労した日から、岡山県内において、2年の間引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき ※就職と同時に研修を受講する場合、研修を修了した日から、2年の間引き続き障害福祉職員の業務に従事したとき (2) 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき ○ 返還方法（返還免除要件を満たさなかったとき） ・ 返還方法 月賦の元金均等払方式 ・ 返還期間 以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、12か月以内の期間を基準とする。 (1) 貸付契約が解除されたとき (2) 岡山県内において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき又は、岡山県内において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき (3) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 Tel 086-226-3544
備 考	

制 度 名	福祉系高校修学資金貸付事業 [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	以下の要件をいずれも満たす者 (1) 福祉系高校に在学する者 ※岡山県内の福祉系高校に限る (2) 卒業後に岡山県内において介護福祉士として介護職員等(※)の業務に従事しようとする者 (3) 介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者 ※ 「介護職員等」とは、居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の4第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう)の業務である者をいう。
内 容	○ 貸付額 以下の金額を上限とする (1) 介護実習費 一年度当たり 30,000円 (2) 国家試験受験対策費 一年度当たり 40,000円 (3) 修学準備金 30,000円(入学時) (4) 就職準備金 200,000円(卒業時) ○ 貸付利子 無利子 ○ 連帯保証人 必要 ○ 返還免除 以下のいずれかに該当する場合、返還が免除となる。 (1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、岡山県内において、介護職員等として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき ○ 返還方法(返還免除要件を満たさなかったとき) ・ 返還方法 月賦の元金均等払方式 ・ 返還期間 以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、本制度による貸付けを受けた期間に相当する期間以内の期間を基準とする (1) 貸付契約が解除されたとき (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、岡山県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき (4) 岡山県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき (5) 業務外の事由により死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
窓 口	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 TEL 086-226-3544
備 考	

制 度 名	農業者向け融資制度 [県、市町村]
対 象 者	経営意欲と能力のある農業の担い手 ア 認定農業者（市町村長に農業経営改善計画の認定を受けた農業者や法人） イ 認定新規就農者（市町村長に青年等就農計画の認定を受けた農業者や法人） ウ ア及びイ以外で農業を営む者（もっぱら農業を生業とする者）
内 容	○ 制度の概要 上記の対象者が農業経営の展開を図る上で必要とする資金について、国や県等が利子補給や利子助成を行い、低利で融資するもの。 ○ 主な資金の概要 （注）貸付条件は、令和8年5月18日現在 1 農業近代化資金 農業経営の近代化のために必要な施設・機械等の取得、改良等に要する資金及び長期運転資金 ・貸付限度額 ①個人：1,800万円以内 ②法人：2億円以内 ・貸付利率 2.80%（認定農業者等で、かつ目標地図に位置付けられた、または位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者等には、金利負担を軽減する国の利子助成制度がある。） ・償還期限 15年以内（うち据置期間7年以内） 2 新規就農者等農地取得資金：認定農業者及び認定新規就農者 農業経営を開始又は、規模拡大を進めるために必要な農地等の取得に要する資金 ・貸付限度額 認定農業者 ①個人：1,800万円以内 ②法人：3,600万円以内 認定新規就農者①個人：1,500万円以内 ②法人：3,000万円以内 ・貸付利率 2.80%（市町村が利子補給する場合：2.25%） ・償還期限 10年以内（うち据置期間3年以内） 3 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）：認定農業者のみ 「農業経営改善計画」の達成に必要な農地、施設・機械等の取得、改良等に要する資金及び長期運転資金 ・貸付限度額 ①個人：3億円以内 ②法人：10億円以内 ・貸付利率 1.80～2.80%（貸付条件等により異なる） ・償還期限 25年以内（うち据置期間10年以内） 4 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）：認定農業者のみ 「農業経営改善計画」の達成に必要な短期運転資金 ・貸付限度額 ①個人：500万円以内 ②法人：2,000万円以内 ・貸付利率 2.15% ・償還期限 1年以内（農業経営改善計画期間中は借換可）
窓 口	・取扱金融機関 資金1、2：農業協同組合、中国銀行、玉島信用金庫、津山信用金庫、吉備信用金庫 資金3：(株)日本政策金融公庫、農業協同組合 資金4：農業協同組合 ※融資の相談は上記の金融機関のほか、県民局、市町村でも受け付けています。
備 考	県農林水産部組合指導課HP： https://www.pref.okayama.jp/soshiki/50/

制 度 名	漁業近代化資金利子補給事業 [県]
対 象 者	資本装備の高度化及び経営の近代化に役立つ事業を行う漁業者等
内 容	○ 制 度 漁業の近代化のために漁業者及び漁業協同組合等が、漁船、養殖施設等を取得する資金について、県が利子補給を行うもの。 ○ 借受者最終利率（R8.5.18現在） 年2.80%以内（利子補給率 年1.25%又は1.05%） ○ 漁業近代化資金の概要 (1) 資金の種類と融資対象事業 ・漁船（1号資金） ・漁船漁具保管修理施設等（2号資金） 養殖池、漁業用資材保管施設、水産種苗生産施設、水産物加工施設等 ・漁場改良造成用機具等（3号資金） 漁船用油water供給用機具、水産種苗生産用機具、水産物等運搬用機具等 ・漁具等（4号資金） 漁具、養殖いかだ、はえなわ式等の養殖施設 ・水産動植物の種苗の購入又は育成（5号資金） 成育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるもの ・漁村環境整備施設（6号資金） 漁村情報処理・通信施設、漁船船員臨時宿泊施設等 ・農林水産大臣特認（7号資金） 特定の漁家住宅資金、初度的経営資金等 (2) 貸付限度額 ・貸付け1件ごとの限度 事業費の8割 ・貸付金合計残高の最高限度 1,800万円 （ただし、漁業経営の形態・規模等に応じて一定の限度まで拡大） (3) 償還期限 5年～20年（うち据置期間2年～3年）
窓 口	・最寄りの漁業協同組合 ・農林中央金庫岡山支店 〒700-0913 岡山市北区大供3-1-20岡山DAIKU1123.BLDG TEL 086-222-0714
備 考	

制 度 名	中小企業者向け融資制度 [県]
対 象 者	31～32ページに記載のとおり ただし、次の要件のすべてに該当することが必要 ・ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する企業組合であること。 ・ 県内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して、岡山県信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。 ただし、新規創業資金及び事業承継対策資金は別に定めるところによる。 ・ 県税を滞納していないこと。 ・ 手形交換所又は電子債権記録機関による取引停止処分を受けていないこと。 ・ 岡山県信用保証協会（岡山県信用保証協会以外の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。 ・ 現に岡山県信用保証協会の保証を受けている場合は、その保証付き融資を適正に償還していること。 ・ 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当しないこと、暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にないこと、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。（いずれも、法人にあっては役員を含む。）
内 容	○ 制 度 金融機関への利子補助と岡山県信用保証協会への保証料補助により、中小企業者の負担軽減を図っている。 ○ 資金の種類 } 31～32ページのとおり ○ 融 資 条 件 }
窓 口	・ 取扱金融機関（県内に本店を有する金融機関は本・支店、それ以外は県内支店） 中国銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、広島銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、トマト銀行、もみじ銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、おかやま信用金庫、玉島信用金庫、津山信用金庫、水島信用金庫、備北信用金庫、吉備信用金庫、備前日生信用金庫、倉吉信用金庫、笠岡信用組合、朝銀西信用組合、商工組合中央金庫 ・ 岡山県信用保証協会 保証経営支援部 〒700-8732 岡山市北区野田2-12-23 TEL 086-243-1122 倉敷支所 〒710-8691 倉敷市大島54-2 TEL 086-425-3103 津山支所 〒708-8691 津山市大手町3-4 TEL 0868-22-7276
備 考	

資金の種類		融 資 の 対 象 者	融 資 条 件					備 考
			資 金 使 途	融資限度額 (申込金額は10万円単位)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率 ($\text{\textcircled{15}}$ を除き変動金利)	信用保証	
創 業 期	新規創業資金 ①	次のいずれかに該当する者 1 1か月以内に新たに事業を開始する個人 2 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する個人 3 事業を継続しつつ新会社を設立する中小企業者 4 事業を開始した日から5年を経過していない個人 5 設立の日から5年を経過していない会社 6 中小企業者が事業を継続しつつ設立した新会社であって、その設立から5年を経過していない会社 7 4に該当する者であって、新会社を設立したものが事業譲渡により事業の全部又は一部を承継させる会社 8 スタートアップ創出促進保証の対象となる者	左記に掲げる者が行う事業に必要な運転資金・設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1個人・企業者 3,500万円	10年以内 (2年以内) ※融資対象者が8の場合は、据置期間1年以内 (所定の要件を満たす場合は3年以内)	年1.75%以内	保証付き	
	小規模企業支援資金(一般) ②	小規模企業者 〔常時使用する従業者の数が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下)〕	事業経営に必要な運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く)	1企業者 2,000万円 組合 5,000万円 ※融資限度額は小口零細との合計	10年以内 (2年以内)	年2.20%以内	必要に応じ保証付き	
大 期 (持 続 し て 成 長 す る 企 業)	小規模企業支援資金(小口零細) ③	組合 〔構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されているもの〕 ※小規模企業支援資金(小口零細)については、小口零細企業保証の対象となる小規模企業者又は組合に限る		1企業者(組合) 2,000万円 ※融資限度額は一般との合計		年2.05%以内	保証付き	
	事業活性化短期資金 ④	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 1年以内に代金の回収が見込まれる売買契約、請負契約等を締結している者(今後締結することが確実であると認められる者を含む) 2 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する者(棚卸資産を担保とする場合は、法人に限る)	事業経営に必要な運転資金	1企業者(組合) 5,000万円	1年以内	年2.20%以内	必要に応じ保証付き	
	経営革新資金 ⑤	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 国又は県の承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う者 2 次のいずれかに該当し、融資対象となる事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき、(公財)岡山県産業振興財団の推薦を受けた者 (1) 新分野進出、新商品・新サービスの開発又は提供、販路開拓、取引拡大等を行う者 (2) 自動車関連、新エネルギー、医療・福祉機器、航空機又は新素材の分野の事業を行う者 (3) 繊維、耐火物、ステンレス加工又はバイオマス・CLT関連の分野の事業を行う者 (4) インパウンド等の観光関連の分野の事業を行う者 3 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を市町村から受けた者	1 融資対象者1・2 事業の実施に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 融資対象者3 先端設備等導入計画における先端設備等の導入に必要な資金(土地の取得資金を除く)	1企業者(組合) 総額1億円 (このうち運転資金は5,000万円を限度とする)	10年以内 (2年以内)	年1.40%以内	必要に応じ保証付き	融資対象者が2の場合は、(公財)岡山県産業振興財団の推薦が必要
	新エネ・環境対策資金 ⑥	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 新エネルギーの導入を行う者 2 環境保全を行う者	1(1) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置に必要な資金(土地の取得資金を除く) 1(2) 事業用のクリーンエネルギー自動車・充電設備等の購入に必要な資金 2(1) 汚水防止施設等の公害防止施設の整備に必要な資金 2(2) 公害防止が困難な場合等の移転に必要な資金 2(3) 省エネルギー施設の設置に必要な資金 2(4) 再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備の設置又は改善に必要な資金 2(5) フロン類(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC))使用施設の代替施設の設置又は回収装置等の導入に必要な資金	1企業者(組合) 1億円	10年以内 (2年以内)	年2.20%以内	必要に応じ保証付き	資金使途が2(1)又は(2)の場合は、県知事(県経営支援課)の認定が必要
	事業承継対策資金 ⑦	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた者(当該認定を受けた中小企業者の代表者を含む。) 2 事業承継計画に従い、事業承継を行う者 3 事業承継特別保証の対象となる者	1 事業承継に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融資対象者が3の場合に限る)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内) ※融資対象者が3の場合は、据置期間1年以内	年2.05%以内	必要に応じ保証付き	融資対象者が1の場合は、県知事(県経営支援課)の認定が必要
	働き方改革応援資金 ⑧	働き方改革を推進するための取組を行う次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 労働時間の短縮、休暇の取得促進、子育て応援、健康経営等に取り組む者 2 職場環境の充実に目的とした施設又は設備の設置又は改修を行う者 3 人手不足の解消を目的とした省力化設備の導入により、知事が別に定める程度に生産性の向上が見込まれることにつき、(公財)岡山県産業振興財団の推薦を受けた者	事業の実施に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1企業者(組合) 1億円	10年以内 (2年以内)	年1.40%以内	必要に応じ保証付き	融資対象者が3の場合は、(公財)岡山県産業振興財団の推薦が必要
成 長 期	協調支援型特別資金 ⑨	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 協調支援型特別保証の対象となる者 2 1に該当する者であって、米国の関税措置の影響を受け、又は受けることが見込まれる者	1 事業経営に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融資対象者が2の場合を除く)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)	融資対象者が1の場合は、年2.20%以内 融資対象者が2の場合は、年1.80%以内	保証付き	
	モニタリング強化型特別資金 ⑩	モニタリング強化型特別保証の対象となる者	1 事業経営に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)	年2.20%以内	保証付き	

資金の種類		融 資 の 対 象 者	融 資 条 件					備 考
			資 金 使 途	融資限度額 (申込金額は10万円単位)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率 ($\textcircled{15}$ を除き変動金利)	信用保証	
危 機 時	危機対策資金 $\textcircled{11}$	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者(同項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当することについて市町村長の認定(セーフティネット保証)を受けた者に限る) 2 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 3 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている者 4 事業継続計画(BCP)を策定し、又は実施する者 5 防災対策を実施する者 6 経済産業大臣から認定を受けた(連携)事業継続力強化計画に基づき設備投資を行う者	融資対象者1～3 1 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 融資対象者4 事業継続計画の策定・実施に必要な資金 3 融資対象者5 防災対策の実施に必要な資金 4 融資対象者6 (連携)事業継続力強化計画の実施に必要な資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	融資対象者が1又は2の場合は、年1.55%以内 融資対象者が3から6までのいずれかの場合は、年2.05%以内	必要に応じ保証付き	融資対象者が1・2の場合は、市町村長の認定が必要 融資対象者が1～3の場合は、融資条件を別に定める場合がある
		次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 岡山県中小企業活性化協議会事業に基づく再生計画に従って事業再生を行うもの 2 岡山県中小企業活性化協議会事業に基づき支援することが決定された経営改善計画に従って事業再生を行うもの 3 岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所及び岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は岡山県中小企業支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に基づく経営改善計画に従って事業再生を行うもの	1 事業の再生に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	15年以内 (2年以内)	年2.05%以内	必要に応じ保証付き	
		次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 1 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 最近3か月間の売上高等の月平均が、前年同期比で5%以上減少している者 4 中東情勢の影響を受け、原油価格・原材料価格の上昇等により、資金繰りに支障を来している又は来すことが見込まれる者	1 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融資対象者が4の場合を除く)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	融資対象者が1から3までのいずれかの場合は、年2.05%以内 融資対象者が4の場合は、年1.65%以内	必要に応じ保証付き	融資対象者が1の場合は、市町村長の認定が必要
		次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障を来している者 2 認定支援機関の支援を受け、経営改善に取り組む者	1 経営の安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	年2.05%以内	必要に応じ保証付き	
再 生 期	事業再生資金 $\textcircled{12}$							
	経済変動対策資金 $\textcircled{13}$							
期	経営安定資金 $\textcircled{14}$							
	おかやま中小企業再生支援資金 $\textcircled{15}$	事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の対象となる者	1 事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	15年以内 (3年以内)	当初3年間 年0.30%以内 4年目以降 年1.15%以内	保証付き	

注) 金融情勢の変化等により、融資利率を改定場合があります。また、信用保証協会の保証料率は、原則として、中小企業者の経営状況に応じ決定されます。担保及び保証人は、金融機関又は信用保証協会の定めるところによります。

生活福祉資金貸付制度(5、13、16、17、34ページ掲載のものを除く)

《平成21年10月から適用》

資 金 の 種 類		内 容	貸 付 限 度 額	措 置 期 間	償 還 期 間	貸 付 利 子	連帯保証人
福祉資金	福祉費	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
		・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	6ヶ月以内 ※2	7年以内	連帯保証人あり 無利子	原則必要
		・ 福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内		8年以内		
		・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費	250万円以内		10年以内		
		・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513万6千円以内		5年以内	連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)	
		・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円以内 ※1		7年以内		
		・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	150万円以内		3年以内		
		・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	50万円以内				
		・ 冠婚葬祭に必要な経費					
	・ 住居の移転等、給排水設備等の設備に必要な経費						
	・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費						
	・ その他、日常生活上一時的に必要な経費						
	緊急小口資金	低所得世帯に対し、次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の経費 ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・ 火災等被災によって生活費が必要とき ・ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ・ 休業による収入減のため生活費が必要とき ・ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・ 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ・ 給与等の盗難によって生活費が必要とき ・ 事故等により損害を受けた場合による支出増 ・ 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅への入居に必要な敷金礼金等の支払による支出増 ・ 初回給与支給までの生活費が必要とき	10万円以内	2ヶ月以内	12ヶ月以内	無利子	不要
要保護世帯向け不動産担保型生活資金		・ 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・ 土地及び建物の評価額の70％程度（集合住宅の場合は50％程度） ・ 生活扶助額の1.5倍以内 ・ 貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3ヶ月以内	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い方	不要

※1 療養期間が1年を超え1年6ヶ月以内の場合、又は介護サービス等を受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6ヶ月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは230万円以内。

※2 災害を受けたことにより貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

【受付窓口】市町村社会福祉協議会(37、38ページ参照)、民生委員

※ ただし、要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、岡山県社会福祉協議会(37ページ参照)が受付窓口となりますが、要保護の判断が必要となりますので、まず、福祉事務所へ御相談ください。

制 度 名	生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金） [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	次の条件を全て満たしている者 ・ 65歳以上であること ・ 一人暮らし又は、概ね65歳以上の配偶者と親以外の同居人がいない世帯 ・ 契約に当たって、推定相続人全員の同意が得られ、推定相続人から1名の連帯保証人が得られること ・ 世帯が、市町村民税非課税程度の低所得世帯であること
内 容	住み慣れた自分の家を手放すことなく、現在住んでいる不動産を担保に、その世帯の自立に必要な生活費を貸付ける資金。 ○ 貸付額 原則として、月30万円以内 ○ 貸付限度額 担保となる土地の評価額の70% (利子相当額貸付分を含む。) ○ 貸付利率 年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率 ○ 貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 ※貸付期間経過後は、貸付は停止されるが、その後、契約の終了まで担保不動産に居住し続けることができる。 ○ 返還方法 据置期間（契約終了後3か月以内）の終了時までに償還 ○ 担保不動産 次の条件を全て満たしている不動産 ・ 現在居住している土地であって、評価額が1,500万円以上（貸付条件によっては1,000万円以上）の土地 ・ 上記の土地について、借受人の単独所有、又は、同居配偶者との共有であり、貸借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されておらず、独立して売却処分が可能であること。 ○ その他 不動産の評価や登記等、種々の費用は、借入申込者（借受人）の負担となる。
窓 口	市町村社会福祉協議会（37～38ページ参照）
備 考	

高齢者や障害のある人のあんしんお手伝い制度

1 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々について、その財産管理や身上監護を、本人に代わって法的に権限が与えられた代理人（成年後見人等）が行い、本人が安心して生活できるよう本人を保護し、支援する制度です。

2 日常生活自立支援事業

認知症が見え始めた方、知的障害のある方、精神障害のある方などで、福祉サービスを利用したいけれど手続きの仕方が分からない、銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい、訪問販売の人が来たとき、どう対応していいか分からないなど、毎日の暮らしの中には色々な不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。

このような場合に、福祉サービスの手続きや、金銭管理のお手伝いをして、生き生きと安心して暮らせるようにサポートするのが日常生活自立支援事業です。

3 成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較

	成年後見制度		日常生活自立支援事業
対 象	判断能力の低下した方		判断能力の不十分な方（契約できる程度）
内 容	重要な法律行為		日常的な法律行為及び事実行為
援 助 者	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人		専門員、生活支援員
費用負担	本人の資力に応じて		援助時間等に応じて
手 続 き	家庭裁判所へ申し立て（費用負担あり）		社会福祉協議会に相談、申込（無料）
相談窓口	法テラス （日本司法支援センター）	☎0570 078374	市町村社会福祉協議会
	各市町村の地域包括支援センター （障害者の相談窓口は各市町村）		岡山市社会福祉協議会 ☎086-225-4051
	岡山弁護士会	☎086 223-4401	玉野市社会福祉協議会 ☎0863-31-5601
	(財)リーガル・エイト岡山 高齢者・障害者支援センター	☎086 223-7899	備前市社会福祉協議会 ☎0869-64-3033
	岡山県司法書士会	☎086 226-0470	瀬戸内市社会福祉協議会 ☎0869-22-2940
	岡山県社会福祉士会	☎086 201-5253	赤磐市社会福祉協議会 ☎086-955-5500
			吉備中央町社会福祉協議会 ☎0866-54-1818 倉敷市社会福祉協議会 ☎086-434-3301

日常生活自立支援事業			
市町村社会 福祉協議会	笠岡市社会福祉協議会 ☎0865-62-5590		鏡野町社会福祉協議会 ☎0868-54-1243
	井原市社会福祉協議会 ☎0866-62-1484		久米南町社会福祉協議会 ☎0867-28-2000
	総社市社会福祉協議会 ☎0866-92-8555		美咲町社会福祉協議会 ☎0868-66-0970
	高梁市社会福祉協議会 ☎0866-22-7243		和気町社会福祉協議会 ☎0869-93-2002
	新見市社会福祉協議会 ☎0867-72-7306		勝央町社会福祉協議会 ☎0868-38-2160
	浅口市社会福祉協議会 ☎0865-44-7744		奈義町社会福祉協議会 ☎0868-36-6363
	早島町社会福祉協議会 ☎086-482-3000		西粟倉村社会福祉協議会 ☎0868-79-2561
	里庄町社会福祉協議会 ☎0865-64-7218		新庄村社会福祉協議会 ☎0867-56-2001
	矢掛町社会福祉協議会 ☎0866-84-0505		
	津山市社会福祉協議会 ☎0868-23-5130		
	真庭市社会福祉協議会 ☎0867-42-1005		
	美作市社会福祉協議会 ☎0868-75-2622		

社 会 福 祉 協 議 会 一 覧

ブロック	社 協 名	支 所 名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX
	岡山県社会福祉協議会		700-0807	岡山市北区南方2-13-1 総合福祉・ボランティア・NPO会館内	(代表) 086-226-2822	086-227-3566
備 前 ブ ロ ッ ク	岡山市社会福祉協議会	本所	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1 保健福祉会館内	086-225-4051	086-222-8621
	玉野市社会福祉協議会		706-0002	玉野市築港4-25-10 社協会館内	0863-31-5601	0863-31-5638
	備前市社会福祉協議会	本所	705-0022	備前市東片上126 備前市役所内	0869-64-3033	0869-64-3689
		日生支所	701-3204	備前市日生町日生630 日生総合支所内	0869-72-2510	0869-72-3212
		吉永支所	709-0225	備前市吉永町三股19 吉永地域公民館内	0869-84-3839	0869-84-3844
	瀬戸内市社会福祉協議会	本所	701-4246	瀬戸内市邑久町山田庄862-1 総合福祉センター内	0869-22-2940	0869-22-1850
		牛窓支所	701-4302	瀬戸内市牛窓町牛窓4911 市役所牛窓支所内	0869-34-6924	0869-34-6924
		長船支所	701-4264	瀬戸内市長船町土師288-1 市役所長船支所内	0869-26-3100	0869-26-3386
	赤磐市社会福祉協議会	本所、山陽事務所	709-0821	赤磐市河本778-1 山陽総合福祉センター内	086-955-8777	086-955-7788
		赤坂事務所	701-2222	赤磐市町苅田517-1 赤坂福祉サービスセンター内	086-957-2334	086-957-4835
		熊山事務所	709-0705	赤磐市松木636-1 保健福祉総合センター内	086-995-2336	086-995-2642
		吉井事務所	701-2595	赤磐市周匝136-1 吉井支所内	086-954-2533	086-954-2454
	和気町社会福祉協議会	本所	709-0495	和気郡和気町尺所555 総合福祉センター内	0869-93-2002	0869-93-2002
		佐伯支所	709-0511	和気郡和気町矢田311-1 老人福祉センター内	0869-88-9888	0869-88-9888
	吉備中央町社会福祉協議会	本所	716-1122	加賀郡吉備中央町竹荘541 デイサービスセンター内	0866-54-1818	0866-54-1908
		やすらぎ事業所	709-2412	加賀郡吉備中央町円城540-4 高齢者生活福祉センター内	0867-34-1522	0867-34-1635
備 中 ブ ロ ッ ク	倉敷市社会福祉協議会	本所	710-0834	倉敷市笹沖180 健康福祉プラザ内	086-434-3301	086-434-3357
		児島事務所	711-0912	倉敷市児島小川町3681-3 児島支所内	086-473-1128	086-470-0054
		玉島事務所	713-8121	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1 玉島支所内	086-522-8137	086-523-0054
		水島事務所	712-8062	倉敷市水島北幸町1-1 水島支所内	086-446-1900	086-440-0154
		船穂事務所	710-0261	倉敷市船穂町船穂1861-1 高齢者生活福祉センター内	086-552-5200	086-552-9030
		真備事務所	710-1301	倉敷市真備町箭田1161-1 保健福祉会館内	086-698-4883	086-698-9622
	笠岡市社会福祉協議会		714-0098	笠岡市十一番町15 老人福祉センター内	0865-62-3507	0865-62-3590
	井原市社会福祉協議会	本所	715-0019	井原市井原町1110 総合福祉センター内	0866-62-1484	0866-62-1496
		美星支所	714-1406	井原市美星町三山1055 美星支所内	0866-87-4141	0866-87-4170
		芳井支所	714-2111	井原市芳井町吉井4103-2 老人福祉センター内	0866-72-1366	0866-72-1363
	総社市社会福祉協議会	本所	719-1131	総社市中央1-1-1 総社市役所内	0866-92-8555	0866-94-0089
		山手事務所	719-1163	総社市地頭片山147 ふれあいセンター山手内	0866-93-5518	0866-93-9252
		清音事務所	719-1172	総社市清音軽部1135 福祉センター内	0866-92-2400	0866-92-8162
	高梁市社会福祉協議会	本所	716-0029	高梁市向町21-3 総合福祉センター内	0866-22-7243	0866-22-0845
		有漢支所	716-1321	高梁市有漢町有漢3387 有漢地域保健センター内	0866-57-3218	0866-57-9355
		成羽支所	716-0111	高梁市成羽町下原281-1 デイサービスセンター内	0866-42-2005	0866-42-9811
		川上支所	716-0201	高梁市川上町地頭2070-1 デイサービスセンター内	0866-48-9770	0866-48-3004
		備中支所	716-0304	高梁市備中町布賀3513-2 高齢者生活福祉センター内	0866-45-3131	0866-45-3295
	新見市社会福祉協議会	本所	718-0016	新見市金谷640-1 地域福祉センター内	0867-72-7306	0867-71-2088
		大佐支所	719-3503	新見市大佐小阪部1469-1 おおさ総合センター内	0867-98-3119	0867-98-2000
		神郷支所	719-3611	新見市神郷下神代3946 地域福祉センター内	0867-92-6677	0867-92-6675
		哲多支所	718-0303	新見市哲多町本郷246-4 哲多支局内	0867-96-3111	0867-96-3222
		哲西支所	719-3701	新見市哲西町矢田3604 きらめき広場・哲西内	0867-94-3333	0867-94-2168
	浅口市社会福祉協議会	本所	719-0243	浅口市鴨方町鴨方73	0865-44-7744	0865-44-1113
		金光支所	719-0104	浅口市金光町占見新田751 金光総合支所内	0865-42-7308	0865-42-5459
		寄島支所	714-0101	浅口市寄島町16010 老人福祉センター内	0865-54-3317	-
	早島町社会福祉協議会		701-0303	都窪郡早島町前潟249-1 地域福祉センター内	086-482-3000	086-482-3044
	里庄町社会福祉協議会		719-0301	浅口郡里庄町里見1107-2 老人福祉センター内	0865-64-7218	0865-64-7240
	矢掛町社会福祉協議会		714-1201	小田郡矢掛町矢掛2979-1	0866-84-0505	0866-84-1112

ブロック	社 協 名	支 所 名	郵便番号	住 所		電話番号	FAX
美 作 ブ ロ ッ ク	津山市社会福祉協議会	本所	708-0004	津山市山北520	総合福祉会館内	0868-23-5130	0868-24-2979
		加茂福祉センター	709-3906	津山市加茂町小中原143	福祉センター内	0868-42-3311	0868-42-3314
		阿波福祉センター	709-3951	津山市阿波1198	保健福祉センター内	0868-46-2016	0868-46-7015
		勝北福祉センター	708-1205	津山市新野東567	勝北支所内	0868-36-6969	0868-36-8804
		久米福祉センター	709-4603	津山市中北下1300	久米支所内	0868-57-8133	0868-57-7532
	真庭市社会福祉協議会	本所・久米支所	719-3201	真庭市久世2928	久世保健福祉会館1階	0867-42-1005	0867-42-2263
		落合支所	719-3143	真庭市下市瀬558-1	落合老人福祉センター内	0867-52-1519	0867-52-0661
		北房支所	716-1433	真庭市下皆部248	北房振興局1階	0866-52-2900	0866-52-4255
		勝山支所	717-0013	真庭市勝山68-2	勝山保健福祉センター内1階	0867-44-5091	0867-44-2377
		湯原支所	717-0403	真庭市下湯原47	湯原保健福祉センター内	0867-62-7111	0867-62-3181
		美甘支所	717-0105	真庭市美甘4134	美甘振興局1階	0867-56-7008	0867-56-2033
		川上支所	717-0602	真庭市蒜山福田425	川上保健センター内	0867-66-3920	0867-66-3080
		八束支所	717-0503	真庭市蒜山富山根154-1	八束老人福祉センター内	0867-66-7151	0867-66-7152
		中和支所	717-0513	真庭市蒜山下和1801	中和すずのこハウス内	0867-67-2757	0867-67-7229
	新庄村社会福祉協議会		717-0201	真庭郡新庄村1998-1	ふれあいセンター内	0867-56-2001	0867-56-3380
	美作市社会福祉協議会	勝田地域ステーション	707-0113	美作市真加部1616	勝田総合支所内	0868-75-3601	0868-75-3602
		大原・東栗倉地域ステーション	707-0412	美作市古町1850-1	大原保健センター内	0868-78-0509	0868-78-3230
		総合相談支援センター	707-0014	美作市美来1	美作市役所内	0868-73-0330	0868-72-7702
		美作地域ステーション	707-0014	美作市北山401	美作世代交流多目的ホール内	0868-72-3677	0868-72-3969
		本所・作東地域ステーション	709-4234	美作市江見280	作東長寿センター内	0868-75-2622	0868-75-7081
		英田地域ステーション	701-2604	美作市福本810-2	英田総合支所内	0868-74-2488	0868-74-3232
	鏡野町社会福祉協議会	本所	708-0333	苫田郡鏡野町古川439-1	福祉センター内	0868-54-1243	0868-54-3699
		富地域福祉センター	708-0701	苫田郡鏡野町富西谷119	総合福祉センター内	0867-57-2026	0867-57-2040
		奥津地域福祉センター	708-0421	苫田郡鏡野町井坂495	振興センター内	0868-52-2940	0868-52-2948
		上齋原地域福祉センター	708-0601	苫田郡鏡野町上齋原480-1	総合福祉センター内	0868-44-2492	0868-44-2078
	勝央町社会福祉協議会		709-4334	勝田郡勝央町平242-1	総合保健福祉センター内	0868-38-2160	0868-38-2270
	奈義町社会福祉協議会		708-1323	勝田郡奈義町豊沢327-1	奈義町保健相談センター内	0868-36-6363	0868-36-7005
	西栗倉村社会福祉協議会		707-0503	英田郡西栗倉村影石95-3	いきいきふれあいセンター内	0868-79-2561	0868-75-3520
	久米南町社会福祉協議会		709-3614	久米郡久米南町下弓削515-1	保健・福祉センター内	0867-28-2000	0867-28-3630
	美咲町社会福祉協議会	本所	709-3717	久米郡美咲町原田3100-1	みさきキラリ内	0868-66-7221	0868-66-7133
		本所中央地区福祉センター	709-3717	久米郡美咲町原田3108-10	中央ふれあいセンター内	0868-66-2940	0868-66-2941
		旭地区福祉センター	709-3416	久米郡美咲町東堺和190	福祉の里あさひが丘内	0867-27-2203	0867-27-2204
		柵原地区福祉センター	708-1523	久米郡美咲町吉ヶ原862-1	かしのき荘内	0868-62-0811	0868-62-0802

公共職業安定所(ハローワーク)一覧

■相談時間：8:30 ～ 17:15(月曜日～金曜日)

ハローワーク名	所 在 地	管 轄 区 域
岡 山	〒700-0971 岡山市北区野田 1-1-20 ☎ (086) 241-3222	岡山市(西大寺公共職業安定所の管轄区域を除く。)、加賀郡 (高梁公共職業安定所の管轄区域を除く。)
津 山	〒708-8609 津山市山下 9-6 ☎ (0868) 22-8341	津山市、真庭市、苫田郡、久米郡、真庭郡
美 作 (出張所)	〒707-0041 美作市林野 67-2 ☎ (0868) 72-1351	美作市、英田郡、勝田郡
倉敷中央	〒710-0834 倉敷市笹沖 1378-1 ☎ (086) 424-3333	倉敷市(児島及び総社出張所の管轄区域を除く。)、都窪郡
総 社 (出張所)	〒719-1131 総社市中央 3-15-111 ☎ (0866) 92-6001	総社市、倉敷市のうち旧吉備郡真備町地域
児 島 (出張所)	〒711-0912 倉敷市児島小川町 3672-16 ☎ (086) 473-2411	倉敷市のうち旧児島地区(塩生、宇野津を除く。)
玉 野	〒706-0002 玉野市築港 2-23-12 ☎ (0863) 31-1555	玉野市
和 気	〒709-0451 和気郡和気町和気 481-10 ☎ (0869) 93-1191	備前市のうち三石・八木山・野谷・旧和気郡吉永町地域、赤磐市、和気郡
備 前 (出張所)	〒705-0022 備前市東片上 227 ☎ (0869) 64-2340	備前市(和気公共職業安定所の管轄区域を除く。)
高 梁	〒716-0047 高梁市段町 1004-13 ☎ (0866) 22-2291	高梁市、加賀郡吉備中央町のうち旧上房郡賀陽町(吉川字日ノへ 7518 番・7519 番、吉川字長坂 7520 番を除く。)地域
新 見 (出張所)	〒718-0003 新見市高尾 2379-1 ☎ (0867) 72-3151	新見市
笠 岡	〒714-0081 笠岡市笠岡 5891 ☎ (0865) 62-2147	笠岡市、井原市、浅口市、小田郡、浅口郡
西 大 寺	〒704-8116 岡山市東区西大寺 1-13-35 NTT 西日本西大寺ビル ☎ (086) 942-3212	岡山市東区、瀬戸内市

自立支援・人権関係相談窓口一覧表

※ 相談日については、祝日や年末年始などの対応が異なることがあります。

1 人権全般、同和問題

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
1	人権相談所	人権相談全般	みんなの人権 110 番 （全国共通人権相談ダイヤル）	月～金 8:30～17:15	(0570) 003-110
			岡山地方法務局 （岡山市）		(086) 224-5761
			同 備前支局 （備前市）		(0869) 64-2770
			同 倉敷支局 （倉敷市）		(086) 422-9679
			同 笠岡支局 （笠岡市）		(0865) 62-5295
			同 高梁支局 （高梁市）		(0866) 22-2318
			同 津山支局 （津山市）		(0868) 22-9157
2	岡山県県民生活部 人権・男女共同参画課	人権全般、同和問題に関する相談	岡山市北区内山下 2-4-6 県庁 8 階	月～金 8:30～17:15	(086) 226-7406
3	岡山県教育庁 人権教育・生徒指導課	人権教育全般に関する相談	岡山市北区内山下 2-4-6 県庁 5 階	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15	(086) 226-7612

2 女性

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
1	女性相談支援センター	女性が抱える様々な問題や悩みに関する相談	岡山市北区南方2-13-1 (岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内)	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～16:30	(086) 235-6060
				DV夜間・土曜電話相談 月～金（祝日、年末年始を除く） 16:30～20:00 土（祝日、年末年始を除く） 9:00～16:30	(086) 235-6101
			備前県民局 (岡山市)	月～金（祝日、年末年始を除く）	(086) 272-3989
			備中県民局 (倉敷市)	9:00～16:30	(086) 434-7023
			美作県民局 (津山市)		(0868) 23-0113
2	男女共同参画推進センター (ウィズセンター)	夫婦・家族関係等についての相談	岡山市北区南方2-13-1 (岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内)	一般相談 火～土（祝日・年末年始を除く） 9:30～16:30 特別相談 (予約制) ・弁護士による法律相談 月2回 ・医師によるこころの相談 月1回	(086) 235-3310
3	保健所	リプロダクティブヘルス（性と生殖についての健康）に関する相談	備前保健所 (岡山市)	各保健所により異なりますので、事前にお問い合わせください。	(086) 272-3950
			同 東備支所 (和気町)		(0869) 92-5179
			備中保健所 (倉敷市)		(086) 434-7025
			同 井笠支所 (笠岡市)		(0865) 69-1673
			備北保健所 (高梁市)		(0866) 21-2835
			同 新見支所 (新見市)		(0867) 72-6633
			真庭保健所 (真庭市)		(0867) 44-2991

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
3	保健所	リプロダクティブヘルス（性と生殖についての健康）に関する相談	美作保健所 (津山市)	各保健所により異なりますので、事前にお問い合わせください。	(0868) 23-0148
			同 勝英支所 (美作市)		(0868) 73-4055
			岡山市保健所 (岡山市)		(086) 803-1264
			倉敷市保健所 (倉敷市)		(086) 434-9820
4	性犯罪被害相談 電話	性犯罪被害者からの相談	岡山市北区内山下 2-4-6 (警察本部捜査第一課内)	24時間対応	0120- 001-797
	性犯罪・性暴力 被害相談電話	性犯罪・性暴力被害者からの相談	性暴力被害者支援センター「おかやま心」	月～土（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00	(086) 206-7511 #8891(全国 共通短縮) 左記以外の 夜間休日 は、国のコールセンターにつながります。
5	岡山労働局雇用 環境・均等室	職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、いじめ、いやがらせ等に関する相談	岡山市北区下石井 1-4-1	月～金 9:30～17:00	(086) 225-2017
6	みんなの人権 110番	電話による女性の人権に関する相談	岡山地方法務局 (岡山市)	月～金 8:30～17:15	(0510) 003-110
7	DV休日電話相談	DV被害に関する休日電話相談	社会福祉法人クムレ	日曜・祝日・年末年始 9:30～16:30	(086) 441-1899

3 子ども

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
1	青少年総合相談センター 総合相談窓口	青少年に関する相談全般に対応 （メールによる相談あり）	岡山市北区南方2-13-1 （岡山県青少年総合相談センター内）	毎日（年末年始を除く） 8:30～21:30 （受付時間）	(086) 224-7110
2	ヤングテレホン・いじめ110番	少年や保護者からのいじめなどの悩みごとや非行・家出などに関する相談（メールによる相談あり）	岡山市北区南方2-13-1 （岡山県青少年総合相談センター内）	24時間対応	(086) 231-3741
3	教育相談	いじめ、不登校、友人関係など学校に関する相談	岡山市北区南方2-13-1 （岡山県青少年総合相談センター内）	毎日（年末年始を除く） 8:30～12:00 13:00～17:00 （受付時間）	(086) 221-7490
4	進路相談	不登校生徒や高校中退者等の進路についての相談	岡山市北区南方2-13-1 （岡山県青少年総合相談センター内）	火・木・土（年末年始を除く） 12:00～18:00 （受付時間）	(086) 224-1121
5	児童相談所	子どもや家庭に関する相談（児童虐待等養護相談、障害相談、非行、不登校、その他）	中央児童相談所 （岡山市）	月～金 8:30～17:00	(086) 235-4152
			倉敷児童相談所 （倉敷市）	月～金 8:30～17:00	(086) 421-0991
			同 井笠相談室 （笠岡市）	月・火・木・金 8:30～17:00	(0865) 69-1680
			同 高梁分室 （高梁市）	月・火 8:30～17:00	(0866) 21-2833
			同 高梁分室 新見相談室（新見市）	木・金 10:00～16:00	(0866) 21-2833
			津山児童相談所 （津山市）	月～金 8:30～17:00	(0868) 23-5131
6	児童相談所		児童相談所 虐待対応ダイヤル	年中無休 24時間受付	189

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
7	岡山市こども総合相談所	（岡山市に在住の方）	こども総合相談所 （岡山市児童相談所）	月～金 8:30～17:15	(086) 803-2525
	岡山市地域こども相談センター		北区中央福祉事務所		(086) 803-1824
	北区北福祉事務所		(086) 251-6521		
	中区福祉事務所		(086) 901-1234		
	東区福祉事務所		(086) 944-0131		
	南区西福祉事務所		(086) 281-9652		
	南区南福祉事務所		(086) 261-7127		
8	家庭相談員 （各児童相談所）	子どもや家庭の福祉に関する相談	中央児童相談所 （岡山市）	月～金 8:30～17:00	(086) 235-4152
			倉敷児童相談所 （倉敷市）		(086) 421-0991
			津山児童相談所 （津山市）		(0868) 23-5131
9	子ども・家庭電話相談室	子どもや家庭に関する相談	岡山市北区南方2-13-1 （中央児童相談所内）	月～土 9:00～20:00	(086) 235-4157
10	岡山県総合教育センター	不登校、いじめなど学校生活に関すること 学業に関すること 家庭教育に関すること 発達や障害に関すること 障害のある子供の学習面などの学校生活に関すること 家庭生活に関すること など	加賀郡吉備中央町吉川 7545-11	【電話相談】 月・火・水・金 9:00～12:00 ※祝日、年末年始を除く ※面接相談は要予約	(0866) 56-9115

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
11	教育庁人権教育・生徒指導課 （児童生徒、保護者対象）	教職員の児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントに関する相談	岡山市北区内山下 2-4-6 県庁5階	月～金 9:00～17:00	(086) 226-7589
12	岡山県運営適正化委員会	利用している福祉サービスに関する苦情相談	岡山市北区南方2-13-1 （（福）岡山県社会福祉協議会内）	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	(086) 226-9400
13	こどもの人権 110番	電話によるこどもの人権に関する相談	岡山地方法務局 （岡山市）	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	(0120) 007-110 （無料）
14	岡山県ひとり親家庭支援センター	ひとり親家庭が抱える様々な問題や悩みに関する相談	岡山市中区古京町 1-1-17 岡山県備前県民局古京庁舎3階	月・火・木・金（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:30	(086) 201-7260
15	岡山県医療的ケア児支援センター	医療的なケアを必要とする子どもに関する相談	岡山市北区祇園866 （（福）旭川荘地域療育センター内）	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15	(086) 275-4518

4 高齢者

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
1	岡山県国民健康保険団体連合会	介護保険サービスに関する苦情・相談	岡山市北区桑田町17-5	月～金 8:30～12:00 13:00～17:00	(086) 223-8811
2	(公社)岡山県シルバー人材センター連合会	高齢者の就業に関する相談（ただし、臨時的・短期的な就業（月10日程度以内）、又は軽易な業務（週20時間まで）に限る。）	岡山市中区西川原 251-1 (おかやま西川原プラザ別館)	月～金 8:30～17:00	(086) 201-7250
3	(福)岡山県社会福祉協議会	福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理に関する相談	岡山市北区南方2-13-1 (岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内)	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	(086) 226-4145
4	岡山県運営適正化委員会	利用している福祉サービスに関する苦情相談	岡山市北区南方2-13-1 (（福）岡山県社会福祉協議会内)	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	(086) 226-9400
5	おかやま認知症コールセンター	認知症の方やその家族等からの相談	岡山市北区南方2-13-1 (岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」(公社)認知症の人と家族の会岡山県支部内)	月～金 (祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く) 10:00～16:00	(086) 801-4165

5 障害のある人

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
1	岡山県福祉相談センター （障害者相談課）	療育手帳、日常生活等に関する相談 （岡山市を除く）	岡山市北区南方2-13-1 （岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 「きらめきプラザ」内）	月～金 8:30～17:15	(086) 235-4316
		身体障害者手帳に関する相談 （岡山市・倉敷市を除く）			(086) 235-4065
2	岡山県福祉相談センター （障害者相談課）	補装具、自立支援医療、日常生活等に関する相談 （岡山市を除く）	岡山市北区南方2-13-1 （岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 「きらめきプラザ」内）	【電話相談】 月～金 8:30～17:15 【来所相談】 肢体不自由:第1・2・4水 12:00～14:00 （電動車椅子に関する相談は11:00～14:00）※ ※1日1人限定(要事前予約) 聴覚、そしゃく障害:第1金 9:00～11:00	(086) 235-4577
3	(福)岡山県社会福祉協議会	福祉サービスの利用助言、日常的金銭管理に関する相談	岡山市北区南方2-13-1 （岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 「きらめきプラザ」内）	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	(086) 226-4145
4	岡山市障害者更生相談所	・療育手帳に関する相談 ・身体障害者手帳に関する相談 ・補装具、自立支援医療、日常生活等に関する相談	障害者更生相談所	月～金 8:30～17:15	知的 (086) 803-1247
			北区中央福祉事務所		身体 (086) 803-1248
			北区北福祉事務所		(086) 251-6530

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
4	岡山市障害者更生相談所	・療育手帳に関する相談 ・身体障害者手帳に関する相談 ・補装具、自立支援医療、日常生活等に関する相談	中区福祉事務所	月～金 8:30～17:15	(086) 901-1231
			東区福祉事務所		(086) 944-1822
			南区西福祉事務所		(086) 281-9620
			南区南福祉事務所		(086) 230-0321
			御津支所		(086) 724-1111
			建部支所		(086) 722-1112
			瀬戸支所		(086) 952-1112
			灘崎支所		(086) 363-5201
5	倉敷市障がい福祉課	身体障害者手帳に関する相談	障がい福祉課 水島保健福祉センター 児島保健福祉センター 玉島保健福祉センター 真備保健福祉課	月～金 8:30～17:15	(086) 426-3305 (086) 446-1114 (086) 473-1119 (086) 522-8118 (086) 698-5113
6	障害者総合相談	くらしや人権にかかわる生活全般に関する相談	岡山市北区南方2-13-1 (（公助）岡山県身体障害者福祉連合会内)	一般相談 月～金 9:30～16:30 専門相談 (予約制) 第3火 13:00～16:00 ※緊急の場合随時対応	(086) 223-0020
7	心身障害児（者）療育相談コーナー	心身障害児（者）の療育に関する相談	岡山市北区南方2-13-1 (（一社）岡山県手をつなぐ育成会内)	第2・4 火 13:00～16:00	(086) 226-3538

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
8	精神保健福祉相談	精神保健及び精神障害 （のある人）に関する相談	備前保健所 （岡山市）	各保健所により 異なりますので、 事前にお問い合わせください。	(086) 272-3934
			同 東備支所 （和気町）		(0869) 92-5180
			備中保健所 （倉敷市）		(086) 434-7057
			同 井笠支所 （笠岡市）		(0865) 69-1675
			備北保健所 （高梁市）		(0866) 21-2836
			同 新見支所 （新見市）		(0867) 72-6635
			真庭保健所 （真庭市）		(0867) 44-2990
			美作保健所 （津山市）		(0868) 23-0163
			同 勝英支所 （美作市）		(0868) 73-4054
			岡山市保健所 （岡山市）		(086) 803-1274
			倉敷市保健所 （倉敷市）		(086) 434-9823
		精神保健及び精神障害 （のある人）に関する相談 （岡山市に居住の方）	北区中央保健センター		(086) 803-1265
			北区北保健センター		(086) 251-6515
			北区北保健センター 御津・建部分室 （建部支所総務民生課内）		(086) 722-1114
			中区保健センター		(086) 274-5164
			東区保健センター		(086) 943-3210
			南区西保健センター		(086) 281-9625
			南区南保健センター		(086) 261-7051

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
9	岡山県視覚障害者センター	視覚障害のある人の日常生活等に関する相談	岡山市北区西古松268-1	月・水～日 9:00～17:00 休館日：毎週火曜、祝日（日曜と重なる場合は月曜、火曜と重なる場合は火曜と水曜）、第4木曜、年末年始（12/28～1/4）	(086) 244-1121
10	岡山県聴覚障害者センター	聴覚障害のある人の日常生活等に関する相談 ※対面、メール、電話、FAXによる対応	岡山市北区南方2-13-1 (岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内)	月・水～金 9:00～19:00 土・日 9:00～17:00 休館日：毎週火曜（火曜が祝日に当たる日はその翌日も休館）、祝日、年末年始（12/28～1/4）	TEL (086) 224-0221 FAX (086) 224-0236 メール： okatyo@kirameki-plz.com
11	おかやま発達障害者支援センター（本所）	発達障害のある人や家族等からの相談	岡山市北区祇園 8 6 6	月～金 9:00～16:30 (祝日、年末年始を除く)	(086) 275-9277
12	おかやま発達障害者支援センター（県北支所）	発達障害のある人や家族等からの相談	津山市山下 5 3 (美作県民局第一庁舎本館 1 階)	月～金 9:00～16:30 (祝日、年末年始を除く)	(0868) 22-1717
13	岡山市発達障害者支援センター「ひか☆りんく」	発達障害のある人や家族等からの相談 (岡山市に居住の方)	岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター1階	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	(086) 236-0051

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
14	岡山県精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害（のある人）に関する相談	岡山市北区厚生町 3-3-1	こころの健康相談電話 月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00 13:00～16:00	(086) 201-0828
			厚生労働省 こころの健康相談統一ダイヤル	電話相談 月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00 13:00～16:00 18:30～22:30 （22:00まで受付）	(0570) 064-556 ※電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続
15	岡山市こころの健康センター	精神保健及び精神障害（のある人）に関する相談 （岡山市に居住の方）	岡山市北区鹿田町 1-1-1	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～12:00 13:00～16:00	(086) 803-1274
16	おかやま若年性認知症支援センター	若年性認知症の方やその家族等からの相談	倉敷市生坂132-3 サンアベニュー103	電話相談 月～金 （祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く） 10:00～16:00	(086) 436-7830
17	岡山労働局 職業対策課	障害のある人の就職に関する相談	岡山市北区下石井 1-4-1	月～金 8:30～17:15	(086) 801-5108
	各公共職業安定所 （ハローワーク）		岡山公共職業安定所 （岡山市）	月～金 8:30～17:15	(086) 241-3222
			津山公共職業安定所 （津山市）		(0868) 22-8341
			同 美作出張所 （美作市）		(0868) 72-1351
			倉敷中央公共職業安定所 （倉敷市）		(086) 424-3333
			同 総社出張所 （総社市）		(0866) 92-6001
			同 児島出張所 （倉敷市）		(086) 473-2411
			玉野公共職業安定所 （玉野市）		(0863) 31-1555
			和気公共職業安定所 （和気町）		(0869) 93-1191

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
18	各公共職業安定所 （ハローワーク）		同 備前出張所 （備前市）		(0869) 64-2340
			高梁公共職業安定所 （高梁市）		(0866) 22-2291
			同 新見出張所 （新見市）		(0867) 72-3151
			笠岡公共職業安定所 （笠岡市）		(0865) 62-2147
			西大寺公共職業安定所 （岡山市）		(086) 942-3212
19	岡山県障害者差別解消相談センター（(公社)岡山県社会福祉士会内）	障害のある人への差別禁止、合理的配慮の提供に関する相談	岡山市北区南方2-13-1 （岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内）	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	(086) 224-3279
20	岡山県障害者権利擁護センター（(公社)岡山県社会福祉士会内）	障害のある人への虐待に関する相談	岡山市北区南方2-13-1 （岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内）	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	(086) 226-6100
21	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）	障害のある人の職業訓練に関する相談	加賀郡吉備中央町吉川7520	月～金 8:50～17:05	(0866) 56-9000
22	岡山障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）	障害のある人の就職に関する相談、職業評価など	岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド 岡山ビル17階	月～金 8:45～17:00	(086) 235-0830
23	岡山県運営適正化委員会	利用している福祉サービスに関する苦情相談	岡山市北区南方2-13-1 （(福)岡山県社会福祉協議会内）	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	(086) 226-9400

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
24	岡山県総合教育センター	発達障害など発達に関すること、障害のあるお子さんの学習面などの学校生活に関すること、障害のあるお子さんの家庭生活に関すること など	加賀郡吉備中央町吉川 7545-11	【電話相談】 月・火・水・金 9:00～12:00 ※祝日、年末年始を除く ※面接相談は要予約	(0866) 56-9117

6 外国人

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間 (電話相談)	電 話
1	公共職業安定所 (ハローワーク)「外国人雇用サービスコーナー」	外国人労働者の雇用 管理の改善や職業上の 問題に関する相談	岡山公共職業安定所 (岡山市)	(英語) 金 13:00～17:00 (ポルトガル語) 火 13:00～17:00	(086) 241-3701
			倉敷中央公共職業安 定所 (倉敷市)	(ポルトガル語) 月・水 13:00～17:00	(086) 424-3333
			同 総社出張所 (総社市)	(ポルトガル語) 水・金 13:00～17:00	(0866) 92-6001
2	岡山労働局 「外国人労働者相 談コーナー」	外国人労働者の賃金 や解雇など労働条件に 関する相談	岡山市北区下石井 1-4-1	(中国語・英語) 月・火・木 9:00～16:30 【祝日を除く】 (ベトナム語) 水・金 9:00～16:30 【祝日を除く】	(086) 201-1651
3	岡山県外国人相 談センター	各種生活情報の提供 及び多言語相談	岡山市北区奉還町 2-2-1 (岡山国際交流セン ター内)	岡山県外国人相談 センター 24言語(英語、中国 語、韓国語、ベトナ ム語、タイ語、ポル トガル語、タガログ 語、インドネシア語 ほか) 月～土 9:00～17:00	(086) 256-6052 0120-007- 173
				情報相談コーナー (日本語・英語) 月～土 9:00～17:00 相談員による外国 人のための生活相 談 (中国語・ポルトガル 語) 第1・3土 9:00～13:00 第2・4水 13:00～17:00 (ベトナム語) 第1・3土 9:00～13:00 (タガログ語) 第3木 10:00～14:00	(086) 256-2914

7 ハンセン病問題、患者等

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
1	保健所等	ハンセン病問題、エイズ ・H I V感染、結核等、 感染症に関する相談	岡山県疾病感染症対策 課 県庁5階	月～金 8:30～17:15	(086) 226-7331
			備前保健所 (岡山市)		(086) 272-3934 <u>エイズホットライン</u> 272-5553
			同 東備支所 (和気町)		(0869) 92-5180
			備中保健所 (倉敷市)		(086) 434-7024 <u>エイズホットライン</u> 425-2133
			同 井笠支所 (笠岡市)		(0865) 69-1675
			備北保健所 (高梁市)		(0866) 21-2836
			同 新見支所 (新見市)		(0867) 72-5691
			真庭保健所 (真庭市)		(0867) 44-2990
			美作保健所 (津山市)		(0868) 23-0163 <u>エイズホットライン</u> 23-9949
			同 勝英支所 (美作市)		(0868) 73-4054
			岡山市保健所 (岡山市)	月～金 8:30～17:15	(086) 803-1262 <u>エイズホットライン</u> 803-1269 9:00～12:00
			倉敷市保健所 (倉敷市)	月～金 8:30～17:15	(086) 434-9810 <u>エイズホットライン</u> 434-9099 9:00～16:00

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
2	医療安全相談窓口	医療安全に関する相談	岡山県医療政策課 県庁5階	月～金 8:30～17:15 (12:00～13:00 を除く)	(086) 226-7322
			備前保健所 (岡山市)		(086) 272-3934
			備中保健所 (倉敷市)		(086) 434-7024
			備北保健所 (高梁市)		(0866) 21-2836
			真庭保健所 (真庭市)		(0867) 44-2990
			美作保健所 (津山市)		(0868) 23-0163
			岡山市保健所 (岡山市)		(086) 803-1254
			倉敷市保健所 (倉敷市)		(086) 434-9812
3	岡山県難病相談 ・支援センター	難病に関する相談	岡山市北区平田408-1 (岡山県南部健康づくり センター内)	火・水・木・土 9:00～12:00 13:00～16:00 金 9:00～12:00 13:00～19:00	(086) 246-6284
4	(公財)岡山県臓 器バンク	臓器移植に関する相談	岡山市北区大元駅前 3-57	月～金 8:30～17:15	(086) 226-0181
5	(公財)岡山県ア イバンク	眼球(角膜)に関する相 談	岡山市北区大元駅前 3-57	月～金 8:30～17:15	(086) 223-6622

8 犯罪被害者等

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
1	総合的対応窓口	犯罪被害者や家族、遺族 の方からの全般的な相 談及び具体的な相談窓口 の紹介等	岡山市北区内山下 2-4-6 (岡山県県民生活部 くらし安全安心課内)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始 を除く)	(086) 226-7259
2	おかやま被害者 支援ネットワー ク	犯罪被害者や家族、遺族 の方からの相談（関係機 関への紹介）	岡山市北区内山下 2-4-6 (警察本部県民広報課内)	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始 を除く)	(086) 234-0110

9 刑を終えて出所した人

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
1	岡山県地域生活 定着支援センター	刑を終えて出所した高 齢者・障害のある人の自 立生活に関する相談	岡山市北区南方2-13-1 (岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 「きらめきプラザ」岡 山県社会福祉協議会 内)	月～金（祝日、 年末年始を除 く） 8:30～17:15	(086) 226-2840

10 自殺問題

No	名 称	相 談 内 容 等	所 在 地	相談時間（電話相談）	電 話
1	岡山県自殺対策 推進センター	自殺関連問題に関する 相談	岡山市北区厚生町 3-3-1 (岡山県精神保健福セ ンター内)	こころの健康相 談電話 月～金(祝日、年 末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～16:00	(086) 201-0828
			厚生労働省 こころの健康相談統一 ダイヤル	月～金(祝日、年 末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～16:00 18:30～22:30 (22:00まで受付)	(0570) 064-556 ※電話を かけた所 在地の公 的な相談 機関に接 続
2	岡山市自殺対策 推進センター	自殺関連問題に関する相 談 (岡山市に居住の方)	岡山市北区鹿田町 1-1-1 (岡山市こころの健康 センター内)	月～金(祝日、年 末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00	(086) 803-1274